酒荊藁後編

大正七年一月以降

四

特別
14
1919
320

176588

酒前茶後録

○ある時のことを書つる時を愛する愚が習慣となりてなるべく高し面白くなる、書いて何まする事なれども、今年もまた無駄書をぬかる

○新年祝賀の賀客来訪と称りてきらうても新年の酒まうめ、人とうてて巻紙を出めと感情を害する向もあるべし、元日の朝仏壇を開く投位のことをきいて出すのうとて七年前の作なるとなれども、本年も年賀状にまつ所にまつ所にまつ記憶の大祈願

38- 9109

「荷物一馬」の印を捺しもてゆき、幸ひ[illegible]の道
[illegible]「恭祝春豊」の印を[illegible]
上に一馬の印を下に捺すと伝つたもう印と
解するを聞く出しに所、中[illegible]の詩を作
したが、荷物一馬の印も初めて[illegible]用の文つた
○新年をそなへの時分の郵便
配達夫の方面のもろもろの[illegible]の努力
を考へるべしとそして、さて其の反動うまう、度
々比場合、肝腎の用信を停滞し、ちりく[illegible]
パキ捌きがつかぬ、[illegible]
と謂はざるを得ぬ、
○例年通り本年も三の日の家を出て直ぐ出る

けれど、[illegible]の[illegible]の[illegible]
しかし年に歳に客程を[illegible]
[illegible]武[illegible]とその家族を引きつれ[illegible]
[illegible]自分も[illegible]
[illegible]井上[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]所角[illegible]
を[illegible]
つれ、[illegible]人間も[illegible]
の馬[illegible]自分の[illegible]
[illegible]
[illegible]

男の骨頂、本年も数回、行くべき人の無き事
りを選ぶべしと

○熱海の湯の湯槽造りて美しきことなるこの生来ぬ
と称らめたるうち、なるべきこと、風に就いてもらるの
こ何も無い、温泉の井上を去手の東京なる新聞の
酒を書、うる紙の出しと結婚と驚嘆を擬し
うけもうるうるこことを喰べ、飲へ、飲に入るとい
らめもなる無いことと、温泉場の
写真所は、このノンキの勇ぶあらう

○熱海に居る間は新聞も何の不快感のの
こ腐敗も無隙なりとも完全無欠なり、
自分とも不満なるいの、余と

義次郎、年過ぎ六十年自分から一つ年
うるうるも自分もいくらも若くうるも本年は六十
ちる、一つ年うる)つとうるとるとも若
いとしるる、佛しく或る特殊なる自分の皮膚や肉
と特殊してどうしても四十位以上と思くめと
言ふは、自分の井上も自分の裸体を見て若
くとしてるるとるとるは、或るとも初めて氣の
えてるるるるるるる、全体自分の○の
は男のうる飾うる飾の無い一特徴がある、一と
口に言へば女性的の肌を七つ八つと無く頭
で肉う柔えて色が白
姿を三十歳も

ごあつて、自分の若い時から叔父にあたる人、う男の惜しいと
あだ〳〵云つたことを覚えた、自分も若
い時から筋肉を労したことは無い、自分の細の
ひとつも體操なども勿論、力を用ゐる
試は一切ぬきまず、それを何れの方面も裸体
自分をぬまるつて、三伏炎暑の折りも決して
を暗し自分偶々となる扶ることの無い、それと同じ
くらひも寒中炬燵に入ることもまない云ハゝ皮膚
も骨組も生れた儘と云ふもよい、よく云へば自然
がいろ〳〵云へば未熟な体格である、併し骨格の組立
は其細工の如きものと云ふ、現と云ふ、現と云ふ友達

他三人骨格等上にも余を見ても有のことと云ふことも
る、先づ南年輩にも二十歳位こゝに扶子を見る
と云ふハ強ち速断ひ無い扶る自覚した人の
うち未だ感するのを見ない一面年輩の内かいの内
の変化ことゞ入浴の際に自然に気付く湯
き心細く感じを抱く、勿論入浴の際も此四五年来
ハいとく相違して来た、年ハ誠の事何と云ふ
も年ハ年いんぬこの、ものも本年限り六十の域
に入らさるを得ぬと思へば概然しらさるを得ぬ
○見の往年大患に罹つた刻今こゝ健康を保つて
居るのを一も厳修よ拾ふ事出来て医者の云
ふも余の死湯と云ふのが仕合せだと云ふ、死湯

八先ず〳〵例て左のごとの事あり壮年の頃大酒を飲みて毎夕飯を食し酒湯もうんと飲湯を富ち病後に生じたるものなり、必竟を食の腸胃の強健なる為めなる事なるべし、北陸井上と熱海温泉を用ふし温泉井上うつる事床に書酒を飲くると寝て寝ると朝早く起て手とうつも四月朝下利もせず不眠あんあるとも腸胃の他を流するものなり、井上ハ自分年来五六才も下つて左う見う身体合うも腸胃ハ〇てるい様なり

〇係し身分の割合に他家であるのを特別の楽天でハンキ、そ〻ハ無理に拘ると無ふけ、ものとなるもの

十二

此の大患後十年も酒を飲しも扨味ひ、扨句、世当流の逆戟も一〇切なるも所うる、起つ比ことであるが、このもの、きの性質を助けて保養とするとも思ハれる、鈍才ら慨して寿を保つ方法例であるとも身分の仕合ハ英才で無いうるとも、併し身分も必ずしも怠惰性ち無い、無意のもひも日々遣つて そこの方いびき不怠惰性であるとも、怠るとボ ゆうあ すことも無く口を養ふ方法ことう別庭出来の性なるであるが、為〻〻斯るすも知らずして長るこのもあるこう

〇幼んとこのを酒をるしてる身体に益を為する

れば、こゝに亡友四原柳蔵の遺言に絶酒を勧めた、柳蔵の厚心を感ずるに堪へる絶酒を断言つたが、実を痛める決心をせずに、うつて亡友を欲く損ひ心は深まぬが、絶酒に酒を感ずることゝ、余の身體とのつゝうるつの物たつの損ひある。酒の不可なるを云ふまでもなくが、其酒を強ふるく無い様にも思ふく佛しく親友は柳蔵のみならず、わゝ解れを日頃に諫言をする、内義栗城の七代孫の出を、等も此者代のまゝも禁酒の二字を味へよと、酒しに、自分の顔面の神此の座者ゝ山代著しく劇しくなるこの、人の自分を熟考ゝ美んるのも独尤ひある、

自分と酒の後味を用ふる者の震卿も此代頃昭
ゝひとゝ度徒しに昔ゝとしたる其の原因も酒の
或は手傷に成るひは無ろうとて考へて見る
淋ゝ自分の交情の念うの起りゝつて長る、ゝりて
ゝ直ちに絶酒に移ふることも出来ぬ、此と本
年は免こ角一生涯外半も絶酒の為に起ゝも墨をる、こさるべこと、丈は實行を心
掛るつもりである

○久しく長尾秋香の書画を乞しく書
画屏風を頼むとてこゝにのせ来りて
く待つゝくゝ紙はあるべく八ハ年敬さま
ゝ書画屏風をまもるく一
帽を高らに乗る切と件を書きこゝ

もの、七絵一幅、野馬、[illegible]の上に、未
題、[illegible]、七十二上、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、煤を[illegible]得べき歟、[illegible]
満悦也、紙[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、

如く速断するものもあるべきの近年に至りて大きな潮流
りいろ〳〵研究を起し倉コンウエンションを開
して意思疎通の親密を為すべきの生じ来
々集いて議論し果て儒教も佛教も
支那民族と大風化を異にしたるを道理なりとす
ことの整頓なれば、ことなるべきを来たし、日本にも支那
なりとて同ハるべきも此の感化を深く
理解せんとせば、何を言へども道教と儒教と
もいどく〳〵なるべし、の弊と此の支那の四
民性の既に成つたる後にやはり儒教を
以出し比較を順序とし日本ハ別として
支那に於ては多味の決と言へば深く社会一般を

支の配に比べるも道教にあることを言ふ点もあるべし、
後世儒佛道教の盛衰を研究するに及び
道教の衰えに敬服の日を待つとなり
道徳に関することも一七二も
なるこうのなく思想すべきの
道教淵源の倫理道徳を今ひも残る全成
を支配してゐるのの実況である
本の風教の歴史をえり初めて
日本の風化と言ふの大風力あるべし
いつまや自分と此を修る日本の倫理史を
この解り此時に着眼せぬハ遺憾ひあるとも
なるのみ今も早見であるべし、日本ひとく

元寇の襲ひあるまで支那は高度なる文化を有し、北は蒙古、南は印度を経て遠く満蒙の上に恭献の天福を楽生を利益し、小冊子のあるこの
ら有く知らるゝ一枚の遺物を其の結言
こゝに簡単にまとめ道義の偉大なる風化を支
那に及ぼしたることを考へて見る、上古の支
ことゝ道義とは一大ファクトルを為すの特色
ゝ支那民族を知ることは思ひも寄らぬ事に属
ゝ孔孟の教を強調し冠つて長ず、支那むう
ていはゆる日本も同様なる
上古ゝ最近支那の高義を尊重し敬仰
誓ゝ故在英国領ラングレンの説を引き例

教ゝ為政者及政者の学ぶべきあるべき支那民族の
学問なるべし「孔子の教の眼目の高明の王侯印
馬牧の義方を」の例を変風教化を見
高明を先づ「礼」と云へり、ことを考へて以て結成
等をもつて紳士貴人らしき態度を採ることゝ
王侯の名を厚しめさる行状をなすべきことを
訓うるなり、決して高明なる神教育の為民衆度の特
神教育のあるべきを所ひて無つて」とこの点長
る、この説を国英人を待つて初めて唱説されて
説ひも無いが英人の彩ることを言ひ出すのを
此説の強よい重きと謂あてよろしいのである、
音像こうこゝへそれそれ孔孟の教のことゝ誓

シシと云ふ日に旦つ解し難い義が眼一丁
字もない多衆に風化を與へ得べしと思はれぬ
上田も北丘の親しい時に文宮なる上海の人殊に
都近に在住する文官上陳の義であつたと云ひ
武官も別孔廟設けんとこゝも文武廟とし武
に之れを崇拜するひもろぎ孔廟を文廟とし武
廟なのみもろぎ閑帝を祀る武廟を設けると仮令
事ひ文官閑りの為にきめとなること
支那の四民性に富み以前早く形式一種の文
律の特別の教育にならし形式ちんとなること
つき上ゆゑ実験上うたのめ言ふこと
久しく支那に在しこと五十数年なる為

各階級の支那人に接觸し特に中流以下の社
會の風俗習慣を親炙する機会の多きこと
は確かに一種の文律の特別の教育が
沒入したことを現はすものである
こ一丁字無き労働者の多くも人倫無
教育の為めの上にも確かに彼オの息
を支配する一の偉大なる力の働きをなること
を現はすものである所謂る支那社会
き義理沒いこと上者に対する絶対服
役、孔道、演の禮あること
ずに道徳観念の、無く行はるることあること
認めるものである、換言せば我々日本人に対し恭

聖賢の教訓に従い一層速やかに領ずることを得ざるの修身道義上の行為に於ては行のみ行ずることを知らざるものである、偶々会〻親戚友〻信頼の報あるに寡し、約を守ることに於ては支那人は一聖人の教化の力ひ無く、寧ろ支那民族の国民性なるを思へしむる程の美風を有する、而して其国にて為す所を深く探究すれば、之皆道義の教へたる所なること疑ひなきものである

蒙昧の世に衆庶を風化するに教を何人も理解し易く捷し或は嘲し或は慰の或は導くの利を有する

等俗の俗なるものを捨てざるを得ず而して道義を捨てざるものを教ひある、上四を同

道教は本一の支那民族の天性風俗を一段する極く出来て居る、況や冠婚葬祭を司り、国民性の迷信を基礎するものなるを以て、直ちに之の乗者を為し迷信根性を去る不充実の水冊童蒙を説き、而を化して善と為す術を為へ、因果応報説を以て嚇す、実に民の道を指す、因果応報説の勧めある所以上の効あるものと云へる義である、之を支配する極く出来てある

道教を遠くその源を黄帝の説にして老子を祖と云へ
て長ず、されどもとうとうてあるの説義の初とするて
ある老子ともも早いものもあることとて特に
老子も既に不文律とて道徳観念と
文章のみるもの孔子と共も実
八卦の威化の所生ん故に生ずるものである哲道義の宗
教の形とするのは漢末に習ふも張天陸
とする人う出でこんの システムテックの組めに
時の起まる。
を説の四義とするもの支那人こん
の変遷うあるも佐藤教もいろく
悪威化を基づく終るる道義のあるの支那民族

うかをとゝのけ或ハ厚世の気風を助長し我利
心や無義我心を生じ比の張次前と此後とする
純潔の区別うあることを理解せるを得ぬ
○儒教の道と孔教と今もなほ出版部に注意
すべき図書に新しいるるあるを未だ
本文那のクラレックを時文に訳し比セリース
を刊行することを極めたがう倫理を研究の
クラレックのもの及ぼす結果いろく
者や評し方もいろくと和合せを略ぼあるを
得ん、さて其の著者の名を通称クラレック
と云へんとふ意味の意義の意で自分も同意し
ものクラレックとふことをえづる通説ぬ

何者かしらないうとうとうとうとして
くこうんびことを云ふ、即生命をえうとい
ひ云さんとのうたのあくびもある、夜ものうとと時
代のうたうとうけんかうらしいりとうたんぬ校る
思ふのうと謡ふもの、古典と同じ云ぬひとを云ふけ

ラシツリとは
本をんそはうたのの
ものしをすでにはにするの
昔の居住者である。
同様に所あるれる
やうに自分がつい近
い頃は生活でも
ラシツリとおい

てゝるのをクラレッリとこそのそよ〳〵、現こ[illegible]女の範
圍こへんをたる、例へば エマーソンや、カーライン
やのものの史やカリヤやニイチエ、トルストイ
などは皆此のものひもちゝ りラシウリ田松子共
こゝあつてこゝるこゝ 古典と曰しくこゝを[illegible]
るいうイえ生てのの紙屑のみでもすみよん
バへんをもよい 詩とこゝる。（一月十二日録）
○湯殿は月（去年）を京都へつとこそのそ
年賀に来て風を愛白ゝ[illegible]のうえり也
して貼るんにものをそゝる、扇を一面いれ松子の
柄も五寸程のものつき、その柄う紅白の紙を
てゝる、扇面の絵は重ねと一面は言葉の節句

うあるて一面は海濱杉白の四うあるえを
手ずゝトント和ゝ[illegible]ゝ[illegible]
後島を弟へ献ずる柄のるく人のを思
ぬに紙札を ❶ 引で続いかん茂社の初出の
柄格子に 結ひつゝるゞ京都の[illegible]
ゝあ、恐〳〵神前に備のる瓶を挿す者の
変態でこれも或は瓶に挿すものゝ
但し昔ゝひ昔は[illegible]ゝ女持の扇ゝ
載て大きゝ出来て居るこゝ 叮ゝ大瓶で無
けれは挿すこゝ出来ぬ。書も掛物も無いあ
るは流石に京都の[illegible]
（一月十三日記）

○歌は酒に相応し東山の某酒楼に於て酒宴を開き
狂歌起りて乱舞す、金子のうるを待て戯れて
妓を揶揄して曰く、郷芽等の舞踊をば女子の姿
態を遺憾なく世界何れの国
も無い、此の音楽に於て日本の踊り世界に
超絶すと云へども誠に遺憾なる事、併しこれ例よ
く云へる俗語の如く、自分の流儀は曰く同じ
乱舞を女子に於て大切なる所先生
の流儀、其の身体を伸ばし且つ屈し或は手を
張り或は起り或は跪き或は仰き或は伏し或は
廻り或は股を開げ或は閉ち、千姿万態姿
態のあるものを露出し来るすると、一面に

見れば身体を好き嫌ひ無く関節も使合
ることを示すものあるべし、男子に於ては先づ其の身体の使合
を廣く活動して要を得たり、然れども身体の使合
は男子の愛を買ひ得べきものなるべし、こゝ
に於て一挙一動一進一退、男子の愛を惹ん為
めの媚態あるべきなり、細かく味へば男子高
り深みのときの態も、相抱くときの姿も、添臥のとき
の姿勢まで皆なるべきの編中に看取し得すと云へ
共、なるべく其
人生を廣義木なり、天しきるものを元数を脱
して例全裸体となるとも去福祉一枚と云へ

なまめかしき姿をあらはし、或は浮世絵の不得意なる絵を画くことく聊か新の白肌をあらはしたる一看手一投手等の男子の情をいかるあらるるなるべくこんぜも感ずるぬるうえんでも動かぬるとの男子に迫るなまめき態度を投合の本欲をして世界何れの国にも別して深刻にして風さんなる者を活ちんや、世の浅今暁漢が各種の表義の[illegible]こんなあること[illegible]

[illegible]術のこと心得、一向に理の[illegible]なる[illegible]笑ふる場合なり、但し北の侵[illegible]ひとしく[illegible]の例なるのみなる婦人の無[illegible]踊りを[illegible]同じ誤

りあるとの為す所以なり文体に於てもあるべき姿態を進ずる物なり其の最も人の心を捉らふべき面貌の表情に於ては、こんなる八種々の原因もあり理由もあり、一つ二つ云へば[illegible]日本[illegible]表情[illegible]方法[illegible]の表情を欠くる雅趣とするものなる、俳優と別を立てんとするも面貌の表情を従て[illegible]なるも[illegible]なる、その[illegible]理由[illegible]なるも[illegible]

[illegible]と云ふに過ぎずして、今の説のごとくんんとにて云へば巧みなる[illegible]なる要部の文法動ひとりなる[illegible]感の極と謂ふ

るを得ぬ、されども和文切なる一要部の文脈に許す人の為めに保留するとうと云つてされど又何をう云ふんと一笑す、世答金の一場の戯言を聴きし真理を

りとす、時世の変化

○本年も物価騒動と閑過る年首毎にいまだ金のものすくなる傾

れ二點を得、一を唐物大班の貨物、高さ

三尺五寸幅八寸七寸上る切櫛あり香盒を載

すべし、ケンドンの蓋蝶堆黒人物の刻あり、平

れき抽子つき二方形に抽子前面あり、ろ、裏

黒ぬり皮紋あり、鞘あるの物なりとみるもの

素晴乃見れつるものなりとす、今此書

ものを傳ふるに難し、されど傳へ

二十年の世、印をつくるものも自著書を入るもと

もに一の、いまだつくるものを得ず、試みに床

の一隅に置くに敢て不可のものを見ず、外に池の和

村市極彩色蓮の絵の代金二枚を強の

和地にて画者を極めて指する所の豪雪三

昧外一印、金の紙巾に花するものなり、北斎

戸大きさ四寸二寸三寸、金の家に之れを用ゆる

ものあるべし、印のもの垂無使人の方と云ふ

る思ひ出す事なり、代金二分を傳

うれ二回の十銭、廉価にして、印材の金を出費地

を回のす、誰れか金のめくに之れを受持する者

自知齋隨錄（承前）

故高森碎巖

近世花鳥に妙を得たる岡本秋暉は、麻布龍土の小田原藩邸内の長屋に住居せり、予は十四五歳の頃、同じき麻布の芋洗坂なる服部蘭臺の塾に居りしに、秋暉は一六の講筵日には必ず來りて聽講せしが、書生間相警めて曰く、秋暉來れり用心せよと。蓋し秋暉平素事物に頓着せず、履物などは足の觸るゝに任せて穿き去りしかば、同塾中此の言ありけるなり。秋暉は短身痩軀にて風采甚だ揚らざれど、沈默にして摯實なる人なりき。予が父秋暉の畫を愛玩し、度々揮毫を索めぬ。或日催促に行きたるに、折ふし暑き頃なれば、犢鼻褌一ツにて、頻りに揮灑に從事し、座室に文房具等は多からず。唯貧乏徳利と稱する酒器のあるを見るのみなりしといふ。近邊日ケ窪の矢筈毛利といふ藩の士某、秋暉と莫逆の親友たり。常に相往來して、對酌談論せしが、或日醉談激越の餘、某は足下輩がと言ひたれば、秋暉大に怒り、足下とは何事ぞと、其言の無禮なるを詰る、某又反駁して言ふ、貴公は讀書が足らぬ故に、足下の尊稱なることを知らざるなりと。秋暉益々憤り、何に貴公とは下士下郎に對する稱呼なりと、席を蹴つて立つ。妻出でゝ之を慰撫すれども聽かず、袂を拂うて去る。翌年花期に及んで、秋暉某の庭中の美事なる海棠のありしことを憶ひ出で、密かに某の庭園に行き見れば、爛漫と咲き滿ちて、豐艶殊絶、顰中の西施、浴後の楊妃かと疑ふ程なり。樹下を徘徊して仰瞻凝視之を久しうす。某其の熱心なる狀を見、笑を滅うて、汝は昨年絶交せし岡本にあらずやと答め問ふ。秋暉答へて然り、汝との交りは斷ちたれども、海棠との交りは依然として變らずと。二人齊しく相見て哄笑し、更に舊交に復れり。秋暉中年以後の畫に海棠なし。恐らくは此の名樹の麗婉なるに氣を奪はれ、眞を模すの難きを感じたるにや。杜子美の海棠の詩なきとは、別趣なりといへども、亦偶然の幽因にあらずや。

春天芳菲の時、忽ち戸外に呼ぶ者あり。傾聽するに、同郷狼谷と稱する地に住む旗下の士柳原生なり。樓上より問ふて曰く、今日は乘馬なりや。生然りと答ふ。遽然袴を穿ち、刀を帶び、生を迎へていふ、尊來之を謝す。只今急用ありて雲時外出を要す。何卒尊公の馬を借りたし。暫く二階に待たれよと。跨鞍揚鞭疾驅して去る。生、樓上に遲つこと多時、夕陽春きて尚未だ還らず。已むを得ず。履物を借りて歸りたり。何ぞ知らん、秋暉は此日墨陀の花信を聞き、遊意勃々禁ずる能はず。爲めに此擧に出しなりといふ。一九が年禮廻りと似通ひたる逸話ならずや。

又或時服部波山を根岸の居に訪ひたるに、波山は飲仲間なれば、早速席に請じたり。秋暉は暫時待ちて呉れよと出で行く。波山思へらく、酒饌などを調へに赴きたるなるべしと。之を待つこと久うす。黄昏漸く還り來りて曰く、尿せんとて近所を搜したれども、相當の場所なき爲め、淺草田畝を一巡し、時刻を費したりと。是より畝刻に及びしとなり。秋暉猿若坊劇劇を觀る。場中頗る寂寞たり。土間の桝に

只一人座を占め、観覽し居たるに、隣の桝の客、番匠の棟梁らしき者、是れも亦一人なり。酒肴を列ねて獨酌し、呑掛けの杯を膝下に置く。秋暉固より飲を嗜む。観劇に心を奪はれ居る際とて、知らず識らず、隣人の杯を把つて飲む。斯くの如くすること數回なれば、客、秋暉に言つて曰く、檀那は餘程御酒が好きと見えますと。秋暉初めて心附き、容を改めて之を謝したり。是より互ひに献酬し、竟に酒盟を締び、終身交際せしとかや。

予が壯時師事せし山本琴谷翁は、石州津和野藩の人にて、藩主の命に依り、繪畫を渡邊華山先生に學ぶ。初め作る所の畫を先生に視して、指疵を乞ひたるに、先生は執筆中なりしが、直ちに其の畫に、此の人重濁雜煩の病ありと一揮し去る、蓋し其の病を看破せしは、後年琴谷翁をして大成せしむる一大敎訓なりしなり。先生の門下にては、花鳥は椿山之を傳へ、山水は半香之を續ぎ、人物は前に茜山ありしも、惜むべし中途にして疾癈せしかば、琴谷翁之を繼承せり。元治慶應より明治の初年にては、人物畫きは、先以て琴谷翁の右に出づる者多からず。是全く先生の指導宜しきを得たる賜なりとす。凡そ人の師たる者は、自家の所信、主張のみを押し透して、後輩を導かんとするは甚だ非なり。人各々其の天授の長所あるものなれば、其の長所を助長すると同時に、短所を剪除せしめざるべからず。華山先生の門下彬々として能手を出したるは、實に此點にあつて存するなり。

琴谷翁の小壯時代に面白き小話あり。翁は、世事には甚だ疎かりしと見え、藩主の奥向へ出入するに、衣服等に涂り頑着せざりけれの廻りの物に心を用ゐ、香氣のあるものを懷中するなどの嗜み肝要なりと、翁、其の言を服膺し、後日出仕の時、衣を改め薫香あるものを懷中す。然るに奥女中共何か異臭ありとて、甲唱へ乙和し、頻りに噪ぎけるが、遂に山本ならんとて、衣服の檢査せられしに、袂より丸八印黄袋の齒磨出でたり。當時此の黄袋の齒磨は、最下流の者の使用する所にして、房州砂に異樣の香料を加へたるものなりき。

鈴木鵞湖（晩年省略して我居とせり）は、相澤石湖の門人にて、人物山水は當時琴谷翁と共に第一位を占め、世の賞翫を博したり。然れども生計裕かならず。其の下谷徒町の住居は、擔傾きて草を生じ、壁落ちて雨を含み、襖などは雨漏りの爲め所々に雲形を現し居れり、客來れば此の屋漏を誇とし、示して曰く、天然は到底筆墨の及ぶ所にあらざるものなり。此の雨漏の縱横揮洒せし妙趣を視よと、頗る得意氣なり。其の妻背後にありて顰蹙し、餘財あらばと、常に補修を念とせり。我古或歳逸歴して多少の收入あり。人に託して數金を家に送る。妻大に喜びて、屋を繕ひ壁を塗らしめ、襖を張り換へなどして、良人の歸るを待ちつゝあり。我古は今回の遊歴は大に當り、多少の貯も出來たれば、上機嫌にて歸り來りしが、此の狀を見て頗る喜ばず、何故折角誇り居たる天然畫の風致を抹却せしと、眞面目に憤りて止まず。妻も良人の常に雨點を自慢せしは、戯れにあらざりしを知り、大に謝したりといふ、瓢箪屢空。雨濕三我古之樞ともいふべくば、雖れを對たかせん。櫻間青玉など好一對なるべし。

竹本石亭
夷山人補

欝悶絶舌　田中訥言

典古博識、當時に重んぜらる。常に言あり、我もし明を失はゞ則ち死すべしと。晩年に至り盲眼となる。訥言元性剛直清廉、一も言を食むなし。今盲目となれり、常の言果して如何と、人是を危ぶむ。訥言言に背かず、死なんと欲して食を斷つこと數日、命未だ盡きず、遂に自ら舌を咥みて死す。人これを哀む。門人渡邊清、浮田一蕙、是を兩翼と云ふ。文政六年三月廿一日卒す。

田中訥言肖像

夷山子曰く、土佐光起歿して後、子孫率ね鈍根凡種、徒に祖法を墨守して變化の妙を知らず。畫風遂に振はざるに至りぬ。此時に當りて、訥言、別に一家の法を創め、又師光貞の子光孚を助けて其業を成さしめ、以て師恩に酬いたるは、賢といふべきかな。

訥言、幼くして家を出て、比叡山に登り、延暦寺の僧となり、修法の傍、石田幽汀に就きて、狩野派の畫法を學びぬ。後遠俗して、專ら畫を業とし、京都伏見街道に住す。其幽汀の門に在りけるとき、圓山應擧同じく學べり。訥言、應擧の畫才、己れの上にあるを見、勉め勵みてこれに優らんとすれど、遂に及ぶ能はざれば、去りて土佐光貞に從ひて其畫法を習ひ、遂に其蘊奥を極むるに至りぬ。まけじ魂の強かりし人なること知るべし。

○釋京兆は[illegible]の俗[illegible]と和山[illegible]
[illegible]の人[illegible]と[illegible]の人[illegible]山[illegible]
[illegible]の人[illegible]の[illegible]
[illegible]墨を[illegible]し、[illegible]の稀世の人[illegible]
[illegible]、[illegible]人を
[illegible]、都[illegible]
[illegible]の山[illegible]
[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]の[illegible]
人[illegible]、[illegible]
人士[illegible]人の[illegible]
[illegible]、余[illegible]の[illegible]
[illegible]七絶[illegible]一[illegible]

[illegible]歳[illegible]候[illegible]清遠[illegible]賀[illegible]僧[illegible]
禪師の[illegible]
[illegible]の印度[illegible]の佛教界[illegible]
[illegible]
[illegible]に比倫を尺[illegible]禪師に
親[illegible]通[illegible]玲[illegible]文壇[illegible]曰く禪師は
百世[illegible]の[illegible]其詩は三[illegible]の韻致[illegible]
[illegible]書は張懷瓘[illegible]其和歌は[illegible]
遺[illegible]道[illegible]

知る人は雲の如くあらはれて南東多數の研究者
皆口々之を讃め之を高く之を称揚し之を深く
学ぶ事年 と共に帝國近き人と共
に而して師の業績を敬慕し
其詩歌墨蹟を珍重する者多きを加へ
文筆の者も又多く敬慕の情を以て
同志者講習者二月廿三日廿四日を以て左記の如く
師の大供養會を遺墨展覽等を催す

尋で年賀状に於て右發起人一同連名を以て
發表せられ熱心なる当日師の墨蹟を所蔵
有之候て出品の為に依頼せられ多数

一、供養會　大正七年二月二十四日午前十時
　　右於東京芝青松寺　執行

二、遺墨展覽會　同二月二十三日二十四日間午前八時ヨリ午後四時マテ
　　右於同　日本橋倶樂部開會

三、良寛全集出版（玉木礼吉二十五年間ノ苦心ヲ以テ完成セルモノ）

四、遺墨寫真帖　發行（當日ノ陳列品ヲ主トス）

以上

○往事の問ふも仰ぎ考ブリキ製の鑵出樽と云ふ
ふ結果、我邦も国産を生ずるに至る業一日も怠
ふべ、鑵詰の事業のみきを共最とす、一方にあり
日本石油会社を設立の新、ふるの誘を受
くる石油のことも明るく国産を感し止むるく
紙条会社と交渉し紙条に塗料を施
して乾し豆油これをブリキ鑵の代用とする
んと、試験を此らしめ幸にも善の結
果を見、之つ慶易に採用の見込あり
ふ、栓のつけ方倒るるも又風も成
も成功すると栓は木栓を用ひるもの
まとを往来二鑵を一つトシ、こん栓の上

ハ紙に入れ、紙函に詰め、紙函に詰めとす
んバ上ハ函もあることなんバ主用とするも
ブリキ鑵（たる鑵）を使ふとの説もあるべし
○細貝正邦と云ふ、法学士、余まに交りあり、之を
丸海の塩肉なと共に見聞、易の要旨と共に用
と説くるハ、物の及ぼす所の影響を
後に所説また具つ事易と説くるを得
書有の組立ハ暦代用易を修正を示す
し家なるとそうハ、古来漢学者の易を説く
のうちに而のもの多くハ陰を術とい
、変をなるこの義と物
のうちの、後者八事

ハ新解の為の大要なれども理解せしむ
此者ハ現代の人に理解せしることを目的とし
なるべくこれを解りやすくするとともに
の形式一新に流るるおのづから見識をも、想像
よく此等しくなるものと云へし、金為制之を後
和蘭する所あり二三反人に後日むべしと勧めし
為なる二三冊を嫁ひとなり、近来紡ぐべきものある
寓志の人の出るハまたこれ
○政府海軍拡張の結果として米来要する石油の
高ハ莫大の巨額に上ることなれば海軍
部内にて目下内密院写の石油調査を命じ
政府にも其事を通ずる件あり調査中、

未だ海軍大臣の手元に其案提出するもの
あることなれハ首肯もいまだ
なるべきことなれハ此件
に付ては、金為制度の利害
を稍るべきにて早晩
と稍るべきにて早晩
別にして四毫の為度の為
何とかなれハ政府ハ更に外国の米油の輸入
を制限し内国毫を保護するの
うるハ也と内務局にて
を倍米国を要すべし
とする例に倣ひ新米すれ
ハ米毫を以て織る
米毫を以て織る
米毫を以て織る

八千円負担を要せん、外債に頼るべきも、これを政府もこれ時勢なん、或は政府の半事業とし政府実現のもと、任意すること、なんぞ比較的容易なりとせるも行ふことを得んと、余輩恐るる政府の使ともなるべき第二事業なるべし、而して後ち政府全然政府の事業と移るべき順序なるべし、内務省早急政府の手に帰すべしとせば、第二事業を第一事業に移し、海軍の拡張を制し、内務に第一を献し、海軍の拡張を助成すること、事の実行に使るべ数、実に政府も民間と交渉ある時は、或は外国と伝説するの方針に出んも固えなく、えを防

制するに内務省和の海軍を制し第二事業を献し政府の事業を実現し、第一歩を実現し、ものを可とせと余も同感なる寺内省のことき内務省に当制和の行はるるも使とせ政府内務省の関係なん、其つ国民奨励の美名と海軍拡張の実と二個の大目的なる現ゆるることなれば恐らく政府内務省に説うるものは皆貴族と自分のあることもてるとなし講演の為めなり、余は内務を励まし、行るる超人なるべし、何んのちるも為るべき、為る為べき数なるべし、何つて国会ものを要互する

近江八景

石川鴻翁

（本邦八景の選は、江の琵琶湖を以て嚆矢となす。蓋し支那瀟湘の八景に擬するなり。案ずるに瀟湘の八景は、宋の禮部侍郎宋廸の畫く所、沙門惠洪詩を題して一時行はる。其後宋元の名家に、八景を畫く者甚だ罕なり。但瀟湘洞庭等の詩畫は、間々これあり。明清に到りては、西湖の十勝、金陵の五十景は、詩畫を以て傳る者は多く有り。彼の瀟湘の八景は聞く事少し、余は此畫に就て稍怪しむ可き事有り。既にこれを景と云ふ、景字は日に從ひ、京に從ふ、京は大なり、明らかなるなり。日光の照す處、大に明かなるを云ふ、世に夜景と云ふ事有り。景の字に夜を用るは當らざるに似たり。月夜なれば、月星は日光を受けて明らかなる者なるが故に、夜景と云ふ事も當らざる事も無けれども、彼の瀟湘の夜雨などは、闇黒なり。景と云ふべさに非ず。遠寺の晩鐘は鐘聲なり。聲を以て景と爲すは當らず。其他江村の暮雪は、奇題なり。雪は晨に賞する者、晩暮に賞するは事を缺きたる事なり。想ふに、宋廸は宋の官員にて、慰みに馬遠、夏珪等の畫風を學び、畑雲糢糊を得意として、今俗に謂ゆる朧朦畫の如きものをかきしなるべし。故に夜晩の趣きを專らにして、小品の横幅なるものならん。此人宋にても、有名の畫家と云ふには非ず。唯董玄宰の隨筆、孫退谷の銷夏記、其他一二見し事もあれど、其畫は粉本も傳らず。或は雪舟、揚月等、明國に遊べる者、寫し來りて傳ふるが故に、雪舟家、狩野家等は、これを畫けども、南畫にはさらにあること無し。

近江八景は、これに擬して選べるものなれば、粗漏なるものと云はざるを得ず。唐崎の夜雨、石山の秋月は夜景なり。三井の晩鐘、比良の暮雪は晩暮なり。粟津の晴嵐、堅田の落雁のみ、畫の景なり。瀨多の夕照、矢橋の歸帆は夕景なり。僅に八景を選んで、夜暮の景多きは、何ぞ偏陋の見なるや、夫琵琶湖は、南北七里、東西二十餘里、其間には磨針嶺、竹生島、叡岳、三上山、其他北東に到りては、無數の勝景有り。諸名家の吟咏も傳はりて、數ふるに遑有らざるなり。然るを西南一隅のみを擧げて、八景を選ぶは、官道に添うて、往來の人の眼に觸るゝ所なれば、見るべき所無しといへども、數に入れたるなり。殊に粟津の晴嵐の如き、甚だ賞すべきものに非ざるなり。

余先年坂都の博鑒を見しに、東京出品の畫に、橋本某の八景の横もの八幅を、場の始めに展列したり、彼の粟津の晴嵐なる者は、樹木風に倒れんとするが如く、且淡墨を以て風を斜めに畫けり。夫れ嵐は烈風に非ず。字書に山氣蒸潤とあり。字の如く山風なり。然るを颶風猛烈の勢ひを畫くは、字義を知らざる者、畫工の無學は怪しむに足らざれども、かゝる顯場に出すには、識者に問うて闘を立つべきなり、彼の山市に晴嵐を賞するは、市も賑ふ晴れたる日に、酒帘などが風に飄るを見立たるなるべし。康秀の歌に秋の草木もしほるればと云へるを思うて、烈風となしたるにや、但し宋廸も晴嵐を一景に加へしは、事を缺きたる選と謂ふべし。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

、支峯 詩
、古堂 扇詩
、前峰男 紙冊 彩画
跋 詩
同 和歌 色紙、清雅 巻
[illegible] 書簡 書簡
宏平 京 紙冊 和歌
異義 団扇 画
、克也 詩
、大沢 和歌
、世軒 色紙 扇詩
、白龍 画
、清雅 巻 画
、昔村 和歌
春嶽 書簡
[illegible] 紙冊 書簡
丁酉日記 書簡
、雲石 画
他の書簡の扇面中の[illegible]二枚あり
[illegible]一[illegible]日 [illegible]

補
、谷陽山 詩 、同山大定 、[illegible]の歌 巻冊
、三浦観樹 扇詩 、板垣[illegible] 巻
義山 画 、三田葵光 紙冊 [illegible]
湖山 、古山延光 、中村不折 画
、鶴弘 [illegible] 紙冊 、楓湖 [illegible] 紙冊 二、山中[illegible] 巻
小波 馬 、[illegible] 、[illegible]
湘南 書簡 、[illegible] 巻
道遥 和田曼子

○狩文七屏風を代名家の古画を適り義平を得たり、中ごろ狩文七と云う様しきものあり山紙元河の和歌懸かれ一幅としても見るべきつゝ點觀音の図のごとき一幅とても見るべきものも乃ち表裏を分ち表に美人を托し、山紙の和歌を金紙混ぜ裏に花鳥の意を寓したる和歌の色の具合、観音の金紙もやはり形の備をもて出来あり、山紙の和歌は古く知れり、山紙の古画を貴び賞ずるの傳を有り

山紙屏風　文七　有明

いつも咲き　いとゝ　花こそ
ゆつくさり　しに　咲ぬ
花く　ま
ま
ま

○ある人早稲の図を銀に義平の図を寄
殆んど多くは光信の数也、中ごろ舎の弟牡

の頃のこの表千あり、如何書を家に蓄ふるとき
如何ぞ必ずしも及ばざるの理、舞
うるべきを務めざるべからず、図書館と
如何保管すべきか、或る場合を紀念図書として人
に示すの必要あるべきこと、書々高閣に置
くこと如何なりと案ずべし、各冊に書の解説を
附して引渡したるは、其書目大略左の如し

フランス民撰議院議員諸氏
余の著述一冊
板垣君
余の著大文科二年生の時の
言論の検束と解し建議
政治原論 校正稿 三冊
余の愛妻心性
共議会議記 三冊
余の著大学部の時の同意と
同盟しる会を組織せし
清国の傳聞を基礎とし
客員報告の清国新聞を
集めたるこの他今時世
ようなる友への自筆文
くれのあり
平民論 印刷本
余の著の第少年社の印
刷本、載せる書

博物局蒐集書籍

久米邦武著作 四巻

河内国神口ミヲの著作

慶応日誌 一冊

金の系東京入の系統等と

しての関係の伝

国史略 四冊

外国史略 二冊

外国史の資料とするべきこと

外ニ若干ありても国史

当金の事ハ別に係る

十二

○此年の方面変遷にて京畿内の民生活ハ多く変ひたるものと推察せられ

交ひと三井の豪商と国政参与の冬四十歳

国方改ひて山岸者うる二十歳国、改元ハ

ニ年国政変ハ北内平番国ハ国吉

ひあるべきか、

○文久年稲葉屋山ゝ殺害ハ板本うハ三位中

ゝもあるべき出ハ、年歳ハ年歳ハ午

歳の発事ニ始めて考へべしと心ハ比ハ

考へしこの板本を漢碑ニ擬したるなる

家の墓碑ニ擬したるハ必ハ比ハ

ハ位ハ碑ハ、ハ碑ハ

ハ入るべきものの現在ハ

生じて来たれり、丁字形の人の影りしたる美術に論うる生命に到達したるのとなれば、美術流文展に入賞したる拓本の強硬の国を武梁祠のやうに拓本の割愛ひあることを指摘和歌のやうに指摘したる、その資料五十を国宝に指定したることは遺憾に堪いとせざるべからず、和歌のうたたる酸鼻ひあるとなれば、漢の国ハ十中八九割愛されたる拓本こそ拓本の原本を偽造する方が一段高むべきものなれば、此の意味にて

るとの馬刑の拓本もこゝに来たることなるべし、

序文 正論に義をもとる後漢の拓本もこゝに義をもとるべくが拓本と後漢紋身とあるを考へ紋とあやまり古墓の殺の字のあることを無のつゝあることを指摘したるこれを後者の少注意不足を敢て訪らしいこれの考ひい無いこの序文を附載する

た位な智者で、而して用心深い周匝な人君である。然るに百穂君の作の如く、豫讓が突如襄子の馬前に躍り出でて、「我こそは豫讓なれ智伯の仇思ひ知れ」と大聲疾呼するのでは豫讓は假りに描寫し得たりとするも、右半双の襄子はメチャ〳〵で、全く失敗の作ではなからうか。

襄子豫讓を捕へて之を數めた、豫讓は智伯が國士を以て我を遇したから、我亦國士を以て之れに報ずるのであると答へた。襄子喟然として歎じて曰はく「嗟乎子子之爲二智伯一名既成矣、而寡人赦之亦已足矣、子其自爲レ計、寡人不二復釋一襄子使レ兵圍レ之」とある。襄子の態度は情理の兼備した仕方で、人君たる度量も才智も窺はるゝ。然るに百穂君は、豫讓を描くに急にして、襄子の立派な性格態度を忘れた。右半双は、史實から云へば全く無意味である。史記には「兵をして之れを圍ましむ」とある、襄子は從兵を伴れてゐたのだ、支那は儀式張つた處で、國王の行列は、第三公式位にした所が、從兵なきはない。此の點も國君らしい堂々の威儀を缺いてゐる。

二　豫讓と拓本

豫讓圖は、百穂君の作だけを見れば、如何にも新意あり創見あるが如くに見えるが、一度拓本と對照すれば、餘りに原圖に據り過ぎて、換骨脫胎は愚か、殆んど剽竊に近いのは、何人も一驚を喫せざるを得まい。さうしてそれが大日本帝國の官設展覽會の優等品である。我輩は赤裸々に剽竊して、天下の耳目を晦ましたる者として、其の得た者剽竊の俑を作つた者として、其の僥倖を祝するのである。此の意味に於て百穂君は、昨年畫界の『當り屋』である、是れを『成金』である。『出來星』である。『君の出世作』とするには餘りに藝術的創造なきを措まざるを得ない。

本誌卷頭に掲載した原圖で知らるゝ如く、原圖は豫讓が橋下に潛伏して、襄子の馬が驚いた事と豫讓が衣を刺す事との二つの異なつた時間に生じた出來事を一圖に組立たものである。而して百穂君の作は、原圖の左を右としたゞけで、原圖を裏がへしにしたのである。

往昔或南畫家で、山水は描くが、人物に不得意な人があつた、信州に漫遊したると右向の觀音を賴まれた、左向きは描けるが、右向は描きにくい、左向に描けたものを裏返しにして下圖と爲して、それで間に合せたとの逸話もある、窮すれば通ずで餘程の窮策と見える。百穂君の作は、殆んと此の南畫家の窮策に近い位に原作を剽竊し過ぎてゐる。

原作では、豫讓は衣を取らんが爲めに左手に劍を持ち右手を開いて出してゐるそれは物を取らんとする態度であるから當然だ。然るに百穂君のは、之れを反對にし、右手に劍を持し、左手を開いてゐる。衣を描かゝぬから、『ヤア〳〵珍らしや趙襄子』と呼はゝる刹那の光景と化しや來つたのである。百穂君の創作的工夫は知らず何れの邊にか存するを。

三　百穂作品の價値と滑稽味

襄子は豫讓を評して、「天下之義人」と爲し「天下之賢人」と爲した、彼は實に義人の標本、忠臣の模範である。嗟呼士は爲知己者死と、此の一言は實に豫讓の魂魄で、眞の人格を現し、彼が硬骨の人士たるを證明してゐる。然る百穂君の

を園ましむ」とある、襄子は從兵を伴れてゐたのだ、支那は儀式張つた處で、國王の行列は、第三公式位にした所が、從兵なきはない。此の點も國君らしい堂々の威儀を缺いてゐる。

文展場中極彩の艶麗な中に、墨を基調とし簡素な描寫を試み、技工の末に走らずして、よく主題の眼目を捕捉し得たとは云へ、其の彩色法も、石摺の黒色から來たものとすれば、余りに無藝である。馬の色合、國君の衣服の色合等を他の色にすれば變化があるのを、かく單調にしたのは、原圖が石摺で黒色二つの異なつた時間に生じた出來事を一圖に組立たものである。而して百穂君の作は、原圖の左を右としたゞけで、原圖を裏がへしにしたのである。

往昔或南畫家で、山水は描くが、人物に不得意な人があつた、信州に漫遊した

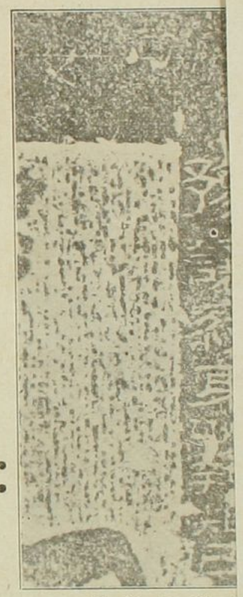

出屋である」と評せざるを得ない。『朝日』の評者の言の如く、上代研究の所産ではない。上代『堀出』の模倣である。那邊に研究の筆跡があるぞ。顧愷之の描線を摸した位は、後の所謂行雲流水描でも出來やうではないか。

襄子は豫讓を評して、「天下之義人」と爲し「天下之賢人」と爲した、彼は實に義人の標本、忠臣の模範である。嗟呼士は爲知己者死と、此の一言は實に豫讓の魂魄で、眞の人格を現し、彼が硬骨の人士たるを證明してゐる。然る百穂君の豫讓の『紋身』は史記以外の新事實であると、珍らしさうにも道破した一言である。十月二十六日の同新聞に、

（前略）上に一言『豫讓紋身以報知己』と刻してある。この「紋身」と云ふことは史記に見えざる新事實であつて、恐らく漢石にはそれが現はされて居たのであらうが、今の拓本では明かでない、

（中略）

又作者は豫讓の身體に淡墨を塗つて、漢石の「紋身」を捨て、史記の「漆身

こちやの鏡目遠が繰空の君穂百しべる見らか裏は圖の此

は阿呆らしい、あんな馬鹿氣だ豫讓はない。襄子は厠中に敵を知り馬の驚くを見て敵手を探した位な周匝な智者である。膽力もある國君である。然るに彼の驚きは何事ぞ、國君としては余りに貧弱な面相風采である。それも大部分原圖に據つてゐるのだから、百穂君のは、豫讓を滑稽化した點にのみ價値があるのである。一種の滑稽畫である。審査委員を瞠若させ、批評家を喫驚させた點に於ても、更に滑稽的である。刺客として開くべからざる左手を開かせたこと、啞然たる國君を描きたること等は、此の圖の生命で、芝居がゝつた所其處に百穂君の頓智を見るのである。全然ポンチ式であるのだ。

文展場中極彩の艶麗な中に、墨を基調とし簡素な描寫を試み、技工の末に走らずして、よく主題の眼目を捕捉し得たとは云へ、其の彩色法も、石摺の黑色から來たものとすれば、余りに無藝である。馬の色合、國君の衣服の色合等を他の色にすれば變化があるのを、かく單調にしたのは、原圖が石摺で黑色であるからだ。かく對比し細觀し來れば吾人は百穂君の藝術的創造の貧弱なのを憐まざるを得ない。同時に文展審査員の考古學に暗い所から、此の剽窃的作品を特選の第二位としたのを失策と斷言せざるを得ない。更に同時にそれだけ百穂君をば『當り屋』である、『成金である』『堀出屋である』と評せざるを得ない。『朝日』の評者の言の如く、上代研究の所産ではない。上代『堀出』の模倣である。那邊に研究の筆跡があるぞ。顧愷之の描線を摸した位は、後の所謂行雲流水描でも出來やうではないか。

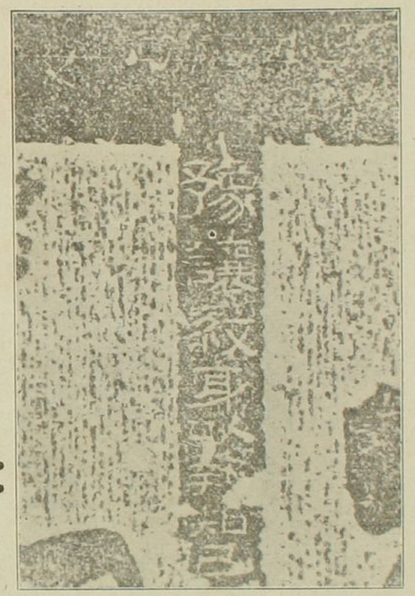

四　『朝日』評者の大誤解
——殺身と紋身——

文展批評の中、『朝日』の評者田中倉琅子は新進らしいが、院展評文展評共に聞くべきの言で、東西の美術史にも通じ、藝術批評家中有數の士で、節庵門下の鏘々たる秀才と思はれたが、漢石刻に對する評者の誤解は、我々に非常な疑問と躊躇とを與へた。其は評者は石窟の拓本を説明して、『豫讓紋身報知己』とある氏藏豫讓の『紋身』は史記以外の新漢事實であると、珍らしさうにも石道破した一言である。十月二十新六日の同新聞に、拓

（前略）上に一言『豫讓紋身以報知己』と刻してある。この「紋身」と云ふことは史記に見えざる新事實であつて、恐らく漢石にはそれが現はされて居たのであらうが、今の拓本では明かでない、（中略）

又作者は豫讓の身體に淡墨を塗つて、漢石の「紋身」を捨て、史記の「漆身

を圖ましむ」とある、裏子は從兵を伴れてゐたのだ、支那は儀式張つた處で、國王の行列は、第三公式位にした所が、從兵なきはない。此の點も國君らしい堂々の威儀を缺いてゐる。

二つの異なつた時間に生じた出來事を一圖に組立たものである。而して百穂君の作は、原圖の左を右としたゞけで、原圖を裏がへしにしたのである。

往昔或南畫家で、山水は描くが、人物に不得意な人があつた、信州に漫遊した

手を開かせたこと、啞然たる國君を描きたること等は、此の圖の生命で、芝居がゝつた所其處に百穂君の頓智を見るのである。全然ボンチ式であるのだ。

文展場中極彩の艶麗な中に、墨を基調とし簡素な描寫を試み、技工の末に走らずして、よく主題の眼目を捕捉し得たとは云へ、其の彩色法も、石摺の黑色から來たものとすれば、余りに無藝である。馬の色合、國君の衣服の色合等を他の色にすれば變化があるのを、かく單調にしたのは、原圖が石摺で黑色出屋である」と評せざるを得ない。『朝日』の評者の言の如く、上代研究の所産ではない。上代『堀出』の模倣である。那邊に研究の筆跡があるぞ。顧愷之の描線を摸した位は、後の所謂行雲流水描でも出來やうではないか。

裏子は豫讓を評して、「天下之義人」と爲し「天下之賢人」と爲した、彼は實に義人の標本、忠臣の模範である。嗟呼士は爲知己者死と、此の一言は實に豫讓の魂魄で、眞の人格を現し、彼が硬骨の人士たるを證明してゐる。然る百穂君の

藏豫讓の『紋身』は史記以外の新漢事實であると、珍らしさうにも石道破した一言である。十月二十新六日の同新聞に、拓

（前略）上に一言『豫讓紋身以報知己』と刻してある。

この「紋身」と云ふことは史記に見えざる新事實であつて、恐らく漢石にはそれが現はされて居たのであらうが、今の拓本では明かでない、

（中略）

又作者は豫讓の身體に淡墨を塗つて、漢石の「紋身」を捨て、史記の「漆身

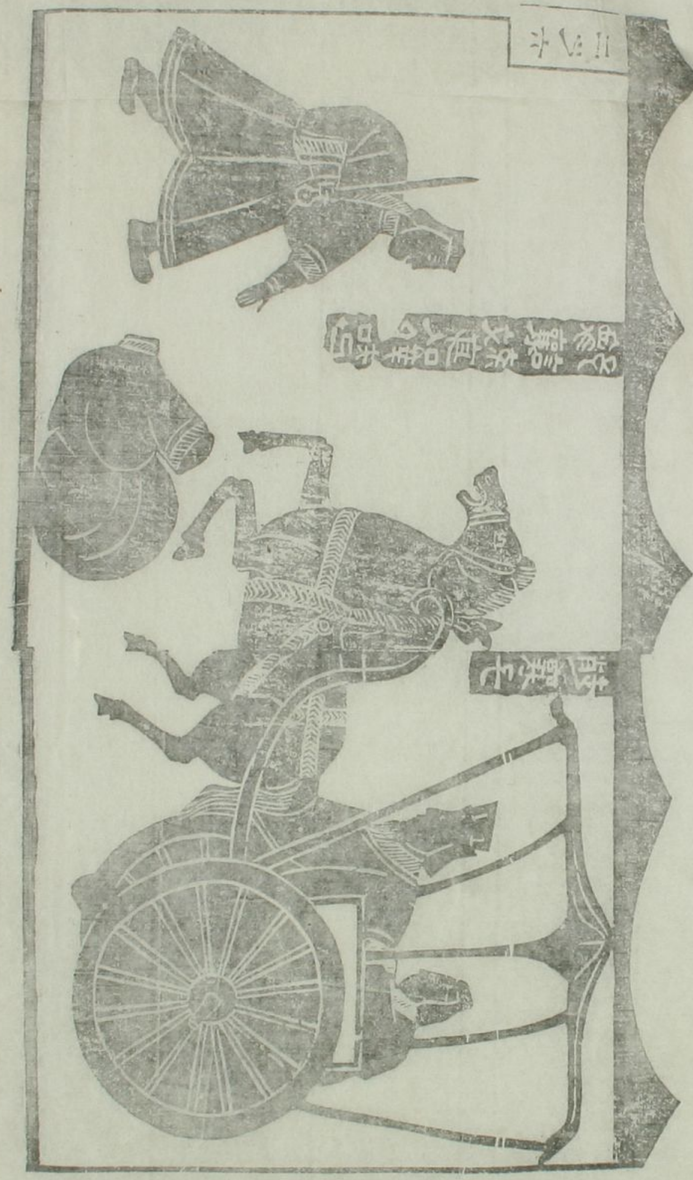

アないわるえ見にうやの鏡目遠が繊空の君穂百しべる見らか裏は圖の此

いたき隅が見蓋の君諸員委たしと運特を品作たし皆隅で圖の此

百穂作

弟の國幼兵ならば見らふつ百鎧の姿

を採つて居るが、乞食姿でなく武士風なることは漢石に等しい。(下略)

とある。「紋身」を捨てゝ漆身を採つたと云ふ倉琅子は、第一に「文身」と紋身とを同視してゐるらしいが、『ほりもの』は刺文、『刺字』、『文身』。『膚劉』などかくが。紋身とは書ぬと思ふ。

文は紊綿綺黼繡之文曰紋とあつて、『織るあや』である。文は紊がくである『飾る』である。文身は『ほりもの』であるが、紋身は『ほりもの』ではあるまい。俗にかくとしても、古文にはあるまい。

つて、倉琅子が史記以外の新事實と言たのは、決して新事實でなく、全く同氏の誤讀であることが立證されたと思ふ。イリウジョンであることがわからうと思ふ。讀者よなほ挿入の寫眞及び木版を熟視されんことを乞ふ。

殺

殺

殺

殺

殺

殺

殺

殺

舊拓

ある。石面の作りは、『文』であつて『文』ではない。『文』は『ホク』であつて、『ブン』ではない。殺の古文を調べて見るに、「說文」や字典には左圖の如くある

古文に據つて、調査するに「文」は「支」に通じて共に「ホク」で「ブン」ではない。正義が徹底してゐると思つてゐるらしいが、「紋身」して「報知己」では、「報知己」が義を爲さぬ。身を殺してこそ、知己に報ゆるを得るのである。即ち漢石面には、明らかに、豫讓殺「身報」知己」と古篆で書いてあるのである。

五　不折氏の舊拓

本誌に挿入した、漢石面では殺身は、古篆に暗い人には不明に見えるが、不折氏珍藏の舊拓では、明々白々、同氏は一見して新拓を『殺身』と斷じ、更に舊

殺字の變遷　石門頌の文字

概は食はせずに追返したりしたが、常に四條派の繪を嘲咲して、奴等の描くのは皆半端繪で、山も家も頭ばかりで、樹木も、巖石も、根がなく、半分は消えてな

を採つて居るが、乞食姿でなく武士風なることは漢石に等しい。(下略)

とある。「紋身」を捨てゝ漆身を採つたと云ふ倉琅子は、第一に「文身」と紋身とを同視してゐるらしいが、『ほりもの』は刺文』、『刺字』、『文身』。『膚劃』なとかくが。紋身とは書ぬと思ふ。

文は紊綿綺黼繡之文曰紋とあつて、『織るあや』である。文は糸がくである『飾る』である。文身は『ほりもの』であるが、紋身は『ほりもの』ではあるまい。俗にかくとしても、古文にはあるまい。

しかし倉琅子の大誤解は、それに止まらぬ。第二に『殺身』を『紋身』と讀んだことである。

漢石に豫讓紋レ身報二知己一とあるとて、殺レ身を紋レ身と讀んだことである。石面は漫汗して不明である。故に古篆に通じない倉琅子は、殺と紋とを見誤つたのである。石面の作りは、『文』であつて『文』ではない。『文』は『ホク』であつて、『ブン』ではない。殺の古文を調べて見るに、「説文」や字典には左圖の如くある

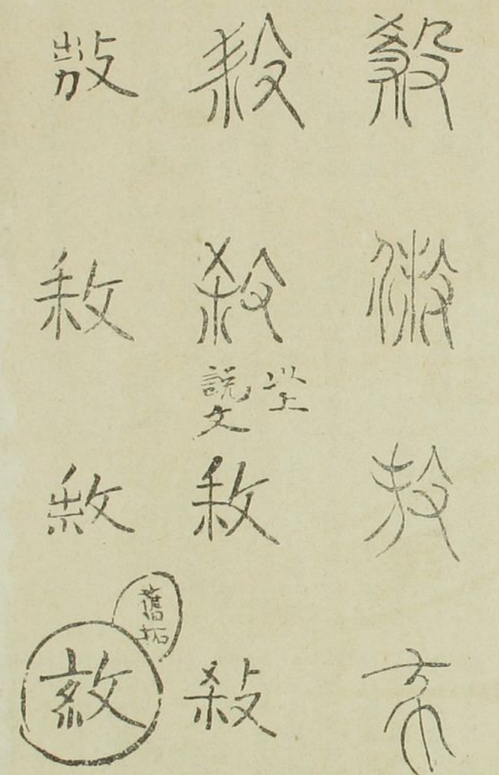
殺
殺
殺

○余宗伯墨石の畫を賞する事久しく、其代筆を乞ふ。
こゝ数年前、梅の図を得て今の架
中に掛す。後一昨年或る人余に
の山水一幅を以て王石谷の筆に倣ふ
古の清雅の味掬すべしと。
感ずる所多し。墨石の畫、
元人を画す。墨石の畫、
を得ること、終に出し
本に従本数幅を乞ふ
不の山の北宗の心を
余山水長幅一本を抽き
家に掛けて朝夕翫む。

十二

家に満つるの概あり。墨
に迄ることを。

（戒午一月念一の記）

○去る年の夏の雪の降る数年前、
未だ降らざるなり。
夏に来りしの墨跡
十月に至る。
無つとなが
ひ、小山
郷も他
未だ
どこ
家族と

家に満つるの概あり。墨
に迄ることを。

（戒午一月念一の記）

○去る年の夏の雪の降る数年前、三尺に満ち、
未だ降らざるなり。
夏に来りしの墨跡
十月に至る。
無つとなが
ひ、小山
郷も他
未だ
どこ
家族と

けば大蓮寺へ今回しで時々訪ひ狂ひてそのうの
ごときき新聞もある様なと云ふ新聞を見ることを
そなを十一時頃迄新聞を読むことを指すると
ある仕事で今日もそれが別の狂つた様な電報
えるものの新聞紙面をもうちろく、何ともろく新聞
じしく思つたれて出るの様なをすく色々の様
あるの出るもの中に入れなかつたもの
ようを、開戦の前日の様な出撃を
止めに、何も困つたことを言ふこと
まれたものこともある、唐底をもの有事判
然たる、或ひとつ狂底の脳液を無いの或
八橋毒の脳をおうとなるなるこの事実を

四を知る前日迄八曙慶の歌無きなるもの
なるも脳脱なる所が注意深くなんの様な
と、自本人を平素なる大意に於て全く
八思親なることを示しく高橋義孝北海道
おきなる唐状を報し出京を促しなる
ことなるなるを、日高人も北海部に意を決し
て銃弾に記されたるなるなることを
なるに、重病の来為を待ち流産の手あと
講ずる可き

（一月廿五日記）

北記をなるなるなる出先なるも雪降なる花
篤の報到る、時八既に二月を過ぎ雪塔立
なる主母のなを知るなるなるず家族

を為行せしむる法し、舎も望井家の朝八時に
十分出発行くことなる筈なりしが、支度遅
延の報到り、内のものは衛生睡眠を貪り
望朝八四時過ぎも起きず八時半を待ち漸
やく

○二十二日八時三十分雨を冒し十一時三十分銚
子に着す十八所少なく人車を飯沼
に達す其間の旅行中観音堂の前に於る
空屋と云ふ家なり、立ち入り三階の座敷の
三畳に八人家族を前の板間に
九時到着し直ちに粥を食し
直ちに

夢中の有様、又刻既に冷の為め旅館の主婦高
入りて容を初めて其間の状を調べ、答辯の巻
験するに、[illegible]狼狽しとる獨逸の[illegible]
間のこの紀念の人格を知らず高つて田しみ
[illegible]幸ひに他の[illegible]人
あり、忽ち三名の醫師のもとを知りて
[illegible]つ手を尽くし電話を通ずる等さまざま斡旋し
なほ銚子に八又刻車を雇ひ汽車を知
[illegible]一枚を他人の手に委譲する[illegible]
ことの已むを得ざるに[illegible]
なし、加論手を尽くも伯爵の伝義垣二場
士こらをの冷笑をあめ[illegible]士八廿一の[illegible]

[illegible]と共に[illegible]無
し、臨終の模様は[illegible]毒頭脳全部を犯し
[illegible]ことと、て、座中時々全身に起り苦悩の
状尽くす尽くさるものあり、[illegible]と
八二六九)約して七時十五分今[illegible]絶息しとる
[illegible]也、[illegible]の[illegible]橋義
[illegible]終に臨終に[illegible]
[illegible]御[illegible]
[illegible]家族を[illegible]
[illegible]の世話を[illegible]
[illegible]橋の[illegible]
[illegible]
[illegible]也、[illegible]早稲田の大
[illegible]歴史地理界の大損失

也、余一家に元りて名古屋に移住する堀一の軍と
する姻戚を云へば自分細きこと限りなし、去
る四年元治元年に生れ、今年五十五、今年四
歳荒かし、当十二年前金（）あるべき
く移住せしに其一に国男うまれ人の運
命なり、余の移住に従年大変に陥
りし時を去る四年なり、物事数の余の変
来に就て奇変し、何れも国人斯
の如く余の先祖と小、堀一の家
旗頭と毒を垂る家の親戚なる余一代ハ
堀家の親戚の先祖に関係あること深き天也
去る四の長久寿命を以て余の遺産の

参謀として余は此に移住し堀一の親戚
の義務に家族こと也なること也あり右里
に差子をうけ家族を移住し堀一の親戚
をうし時を同家の子孫なり
書面の事に方移住し堀一の義元
〃就て又、書面に家族を関係深
く書面をして大名を異に堀と云ふ
る余の幹旋に依る法もうるとの
余を学て御里に於て書面を元（南北朝）
教育をし其の末に元に地
設して堀一を堀一に出ひ八三年
を出ひす人を侍士をもしめんと、故

言ハヤ出張所ニ、其後余の都下に来るに際し、
度々の事なりしが、君ハ養家を脱し
余を訪ひ来り余の家に寄宿すること数月
余をたすけて多大と苦を排すること数月、
又君の名ハ少の男にして殊に文界
の視聴を達動するものとなり、余ハ放
言一時の戯れと似て戯言にあらざるなり也、其
後君の大の地名字典の著作を志すや余
ハ自ら進んで、これに賛成し、[illegible]
又を助け、端を啓き、北の字典十二
を成て大成し、これを我料

として君に与へ、君の名を高顧ち得たしめ、
かしなるも余異つてかの力無きまあるなり、其後
北件の提唱を以て井文の侍士に出でしめ、
もの実を余の誘導に係り、明治三十四年
早稲田文の学に入らしめ、
君に因りて十六年早稲田の講座を挽回
し、名教授の名を増したるの人の多
なるの論なれども、余の関係ある者にして
早稲田大に身を寄せるものの実ハ余と関係
あるの起因なり、又の履歴に余の亦大なる関係
を有する大略右のごとし、君ハ或る時の余の秘書
役を勤む時の顧問なり、或る時ハ酒友なり、酒

間斎と政治論を闘いし挙句終に余の一日の去
らることをあらはせしかく人の論論に依り歴史
既味を余に與へる鼓吹は甚だ浅の不
あらむ、余毋うの死後大切[illegible]
とそれぞれ[illegible]は長大[illegible]
斎の長兄廉平が大坂に客死し余[illegible]
共伝者に[illegible]、義[illegible]
あるを[illegible]とし[illegible]
の表に今[illegible]
ことは[illegible]
て震災の死を悲[illegible]
斎[illegible]

余[illegible]の場面を[illegible]す、
二十四日 朝 推前[illegible]の人[illegible]、余[illegible]
しかの経歴を[illegible]左の所感を[illegible]
吉田氏の死を方七流れに非ず君と死約
と天命を逆視[illegible]
[illegible]一切言[illegible]
[illegible]の壮[illegible]味を感[illegible]利根川流
岸の能子に[illegible]、足の[illegible]来[illegible]
[illegible]物と川を[illegible]
し、死前百面必[illegible]の三階[illegible]
中[illegible]酒を二合[illegible]飲み、四五日人無き
[illegible]一ト思ひに死し[illegible]、果して[illegible]

統係の死を謂ふを得べく、かく去るあるべきなり
七吉田の性格を臨終まで遺憾なく発揮さんとの也

一月市書録

○吉田寅次郎一名日本と東字を刻きし也
吉年の記録を四ようくしるを余も之のを知る
画をもとし最新まむ試みるとを初野
也、桂氏の最刻小伸先の版吹と因すと桂
堂みのくを語る、

○安年十月ひ流版出筆に拘え吉田と共
に吉版の集亭に飲み、文舶録十二月過ぎて
家を辞す、此日吉田種原版と落ちるを而
異に乗し量をる)吉し行飲むハえ

う最後也、吉田銚子の高らも二十の作なりき
二十一日列車乗り高田後越市のるを云ます
こん吉田の絶筆とを云ます

○吉田を拘え度海るを吉田うを吉する云ら藩
し此年貨殖のるけあり花々の株を買入れ
買つて利を切、死後家けば三家田をの株
をみすと云ふ、浪と妙妙云ふ云ふ。義吉ハ
相難ひ二千冊あり金の国市後ちの代こ
れを二千円こて絶と婚入に約束をもとしの
果さりるを金銀ちを詳しいう

○四史辞典ハ吉田の創云に出て早稲田の生版の
人に執筆を請ひ完成を終せしに此年

徒原藩にて[illegible]を進行せり備
前の材料の蒐集をなり居る北の某
をもとより、[illegible]出版アの出金せし小約五千
円にもなるべし、而して著者をして横亡とな
らしめざる成也

○吉田の先代に肥後国[illegible]なる[illegible]
田の山脈東流脈に於て流[illegible]
血の経緯に知らるるものあるを特ひとす
而して鼠毒の毒を忘れ金を[illegible]
先代の流血をもって或は鼠毒の[illegible]
七幼るものの舊的地位を判知の[illegible]
[illegible]

○一月廿六日前十時より山高城に於て神葬
を執行、代議士の[illegible]文を[illegible]
し来月[illegible]を送る本葬執
り[illegible]式場に小特に平田盛[illegible]を祭
文をもって誄詞を捧ぐ[illegible]先[illegible]吉田の市廛
を垂曲に[illegible]押するの[illegible]
八[illegible]果して誄詞は細大漏[illegible]
よく徹底を得たり。

○其花弦は茶の白を載すれども色あり
茶の花や思ふ人〳〵なほ四方の秋
花の花や花を出てもなほ
住まず[illegible]く茶の花
柳畑の土船止茶の木咲き残る午心
茶の花をもて故郷あるものとなす其時玉屋
其色潔白其香清香而して人を有みる
ものなし茶の花の如し茶の花の蹴
する[illegible]人の句の如し茶の蹴
板の花する[illegible]清人や其の茶の花一株の風趣を
見するを也(角)茶の村の某寺山つゝもを者とするが
うく上りの路例に茶の畑より余花を一番
[illegible]

○蕎の時分に仕物(浸物)や其木の芽
家に数の家の酒にて酒肴の一献法を搾
先つコンニヤクを細く
胡麻油に揚げ鶏肉の〆キと大根おろし
とを菊菊と打交ぜ、それを酒き味噌に
て煮る。
時分高き之のを狸汁と呼び好きと呼ぶ
茶木芽の話、うまそうな酒肴法なり、其内
試みん歟
○坂の上峯[illegible]年の庭を寄せる
茂老一四天[illegible]不害里況還喚家
骨拓印懇羊叔子今年十六遠何切

五峯の[illegible]人、治右衛門殿を訪ひ、[illegible]を訪ふこと二年、北河[illegible]人の折、くさの吹き[illegible]
豊城あるを又吉田震川あり、五峯、福俊と托
しく示しも北芽新殿の人の行儀を加くさる[illegible]の
らず拙又拙也、余五峯と戯れを思ひ、君の[illegible]
勝負と遊ぶ[illegible]折、田舎の為めに幸一也[illegible]
命小若者多し、治俊中一の人とうるさんこと
をと、[illegible]若し[illegible]人、治俊殿あるあらさんか取
らさる日の加也

寺[illegible]と震卿の俳諧、[illegible]
五峯と[illegible]腹寺を[illegible]
今主寺中

○岩谷山[illegible]おもしろきを[illegible]
思ふ、[illegible]を[illegible]
二口かの[illegible]絹本小切、馬と[illegible]
四を書くことをもとめ[illegible]
[illegible]行交屏風を[illegible]の[illegible]の[illegible]
寺面を[illegible]
[illegible]
寺面と[illegible]

大正七、一月二十[illegible]

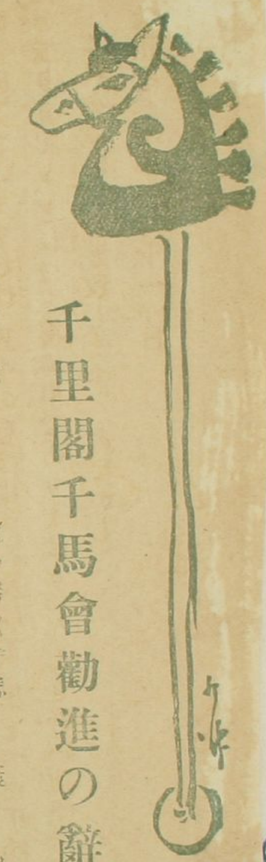

千里閣千馬會勸進の辭

一陽來復、陽氣な午の初春を迎へられて、元氣增々御壯んの事とお賀び申します。さて私事、明治三年午歳に生まれ、此大正七年を以て、四度目の午歳を迎へる事になりました。是より先私は、十人もあつた兄弟の中に、一人も午仲間はありませんのに、同じ午歳に生れ合せた、祖母と父とを持つて居りました所、其祖母には明治廿四年に別れ、父には同三十八年に逝かれましてから、只一頭取り殘された心細さに、次の三十九年が恰も午歳に當りましたを幸ひ、馬の玩具の採集を創めました。しかるに段々手びろく成つて、遂に玩具に止まらず、馬に關する諸種の器物に及ぼし、この十二個年の間に、目錄面に上つたものが、一千餘點に達しました。一方またその間に、私の所の子寶も、すでに福神の數に上りましたが、何したものか此方にも、まだ一人の午歳生を得ません。斯うなると又この馬共が、一層可愛くてなりませんが、段々殖ゑる子供等の爲に、家はます〳〵狹くなつて、折角集めた馬共は、とても滿足に陳べきれず、またその場所を建てるには、之に先立つ物がありません。脊に腹はかへ

られず、涙を揮つて馬謖を斬つた例もありますから、いつそ思切つて放生會を行らうかとまで、思案に餘つて居ります折から、此頃友人の入智惠で、不圖思ひついたのが、卽ち此千馬會であります。是は他でもありません。この採集した千馬の爲めに、自分で千枚の馬の畫をかいて、有志の人に引取つて貰つて、それから得た喜捨の金で、一つ馬屋を建てやうと云ふのです。元より私は畫家ではありません。又畫を習つたのでもありません。只例の横好きの、自個流に書きなぐる斗りですから、それに三文の價値もない事は、今更云ふ丈野暮ですが、死馬の骨にも千金を吝まない人がある世の中、生きた人間のかいた馬も、萬更棄てたものではあるまいと、馬の革よりも面の皮を厚くして、さてこそ此會を催す事となりました。然しこれが出來上れば、もはや私の有ではありません。卽ち皆さんと共有の心算で、其陳列所を公開して、廣く同好者にも見せたいと思ふのです。幸ひに其邊御賢察下さいまして、奮つて御賛成下さいますれば、馬主の私は申すに及ばず、集まつた千餘頭の馬共が、皆鬣を振り立てゝ、どれほど喜ぶ事でありませう、なんと好い功德ではありますまいか。これを勸進の辭と致します。あなかしこ

大正七戊午年一月十一午日

小波　巖谷季雄

定め

一　千里閣千馬會は、巖谷小波自畫賛馬圖千枚を、會員諸君にさし上げます。

一　千馬會々員は、一口金五圓と致します。但し一人で何口申込むも差支ありません。その場合、五口以上の方には、千馬記念帖を贈呈し、又十口以上の方には、二枚折屏風一双（小波自畫賛）の抽籤券をさし上げます。

一　小波自畫賛千枚は、左の三種と致します。

絹本（尺二）　二〇〇枚　唐紙半折　五〇〇枚　大昂紙六切横物　三〇〇枚

右全部出來の上（凡そ四月中の豫定）展覽會を開き、席上抽籤によつて、一口一枚宛を差上げます。萬一不足の節は、借

一　會費によつて得たる資金は、擧げて千里閣（千馬陳列館）の建築費にあてます。萬一不足の節は、借金しても之を補ひ、若し剩つた場合には、俳道奬勵の目的を以つて、左の三會に寄附します。

木曜會、　木太刀社、　南柯吟社

一　千里閣の設計は、最新式厩舍の型に倣つて、特に意匠を凝らします。

一　申込は來二月廿八日を限りとし、千里閣は五月中に完成させ、そして六月六日、即ち小波の誕生日を以つて開館式を催し、會員諸君を御招きし度いと思つて居ります。

一　申込書は普通葉書に別記の通り御書き込下さい。但し成るべく自署に願ひます。これは後に帖に入れて、千里閣の什物にしますから。

一　會費拂込は現金、爲替、集金郵便、何れでも御便宜にまかせます。但し申込と同時若くは十日以内に、全部拂込の出來る樣願ひます。

千里閣
千馬會

東京　芝區高輪南町五十三
電　芝　二三七七

一、二、四

千四百千馬會
千馬會

○一月廿五日　本日は方々相談の上琴を行ひ終つて親族等測をつめくき遺産を左の通検し差出す

一三井銀行遺産の約七千五百円あり内七千円は株券の株券　七千円の内訳の千五百円は銀行預金二千円朝鮮を早大図書館に引渡す為めとして残り八千五百円、株券は五千円の内訳、千五百円は富山市の古子を除き他の地方の義として残り四千円の内訳の子女を美濃家の長女に与へらし為め其心しる此一覧にあらず感服するに堪無きなり　偽造の遺産をもとも八五流の人と余欲称す

一株券の内に新株もあり之を取拂ひ込を為すことなども記るべきなり　第三者に譲渡決定す

一朝鮮本社五年賦にて四方銀行に買の約束となるも一時に全額の支拂をなるの文書を有する

一富山と地元証券の約定書を取き取締役に決定する様に生ずる術得を確保する

一方人の雑者を使ふと出版の刻表小言傳義を文生しる

一 真宗信義を奉ずる人々は、[illegible]
[illegible]
[illegible]

六ヶ月間ニ至ル金五拾銭自分ノ方ニ
多寡負合ノ人数八ヶ月間（殺人ノ件ニつき）

たい大変牧場、池田人こうたと思ふ。
ある、その話しの為人の細人、うまく教多の教と云い
くこと出て、四方うの良人のアウと　まけすおと
ぐすさうけ出しなの一無つびあうた

○峰田三郎うと電話うて機こうも話話を
交換す、峰田吉田事件の元を傳へ生前吉
田の墓者こ写ゑ所のうと言ひ金を吉田
の関係を島田と田口其他の関係こ比し往
年田口を気に入る時の情を以て金を田舞
を表すと云ふ、峰田は為志の人也且つ金を吉田
の関係を知る者故に詳しく也、峰田の電話を
通じ知る日吉田言へも吉田の金偽と云ふ人ハ

ちて家族吉田の略歴を語る、田口七郎氏記
○吉田の遺言を換し乃木希典の自筆
吉田吉状を言を見元しうと、文面ハ白鳥幸
吉を任吉田の地元辞典を始んとを謝す
る也中に張り紙をうしとうと家あり神益
中の倫を吉き書ひうるを○行しうと也
乃木の中の通田郎の事ふうと
○大沢吉三　楊伯潤著　海峰山の大幅を高
らし来る　沼の河会物産文部と高
来るうと、そうの出来也　書物と
云へ

峰岸関係　岸快雨　階切緑上芸

狩野北宗高橋作右衛門[illegible]人[illegible]家[illegible]

己巳秋七月南湖楊伯圓[illegible]題

偶〻朝[illegible]重[illegible]者の[illegible]ひ[illegible]る稿[illegible]床に
掲げ[illegible]の[illegible]

○佐久間象山[illegible]書[illegible]稿本先[illegible]の時[illegible]扁額に仕立て[illegible]余[illegible]生
る時[illegible]を洗ひ改装[illegible]を既三十年に無[illegible]し、六雄氣を帶[illegible]金[illegible]
く扁額とする[illegible]稿を永く保存する所以
の[illegible]を思ひ改者壯装横卷とする[illegible]す、書[illegible]
所[illegible]の白紙若干を以て[illegible]

一月朱[illegible]錄

易の序[illegible]

[illegible]の[illegible]桂香印二顆を[illegible]来り架中の
山中信天小石横巻の[illegible]を[illegible]
して其[illegible]二顆の印は中嶋錫胤の書[illegible]也
悟云来姑全[illegible]命を刻する印の寿山石物[illegible]
[illegible]顆[illegible]巡[illegible]嘉[illegible]
字[illegible]刻法豪放の人の心[illegible]細
妙[illegible]北[illegible]の印を[illegible]
[illegible]家刻一顆[illegible]也、醉江生
の三家を刻[illegible]印、扶白貧凍[illegible]
[illegible]顆に用ゐ身[illegible]未[illegible]
詳[illegible]、西冷七家中の人[illegible]

其の系統に屬する大家の手本成り字に於ては思
ふに、西客の印として必ずもめ地篆体(ヒ)七文字
款を陽まるに陰和る、所謂るしやし形印と謂
ふを得べし

桂香中の時鍋亂の遺(什)更に一を出し示す
澄泥馬蹄硯也、大きさ左のごとく、古色蒼
然墨の風味最良也、これも六燈会(一月
廿日記)

京井約之寄

○高田山峰房に助丁と云さ勇敢の邸と汐
み、山嶺の方面数幅を示さる中に三浦梅
雪五律の幅を合掌動き刻愛を行
ふと云ふ、梅雪の世に名を稀れる
山本梅園の名作く鶴の
ようなる、北幅のこと、梅雪を慕ふ
ことなる様にともなるべき怪幅なる
蛇も漢自也、中嶽の立津と三行に録す、
書風東坡に似たり枯淡の味殊に掬すべし
岐崎西山猟色・変態半天会、倒影沈
沒海、孤高出禁気、彩虹不一の度、変
幻無仙骨、臥看絶

仮玄、沈嶽

梅園杵築人、長年杵築大夫と云ふ
竟改中、没す

○吉田震卿殺後其の俗や変るの話を少々こな
まるこのうのるるる、卿殺の時のるる金の
話を筆記ちなる北紙二新多の記名
う来に、別々の話ひるけれども同じ地方で重
複するものもあるい所、○北紙新聞の
あめ小説と云井白石と吉田侍士と云ふ題で
話を謝めた其の家の銀ハ左のもの
主人何人ともなく新井白石の真
偽を認めに

吉田と白石を崇拝し且つ私淑したと思ハ
る、
白石の著書を特に精読し比較ひもあるも
白石と私淑したるものの吉田の著書も白石
に似たるものあり
勿論時勢も境遇も白石と異なる性格
も同じからざるも無い、保しつゝがうひとなく往
々の点に似たるものある
吉田は親則立つたるものなるとしたるこゝろハ
獨逸の人と云ふ方が適つて居る、吉田は自
分の自分を作つたものである、此点も白石と
似て居る

吉田は獨立不羈の人であつた
も強よい人であつた、實用の学問
實家に由義なくして吉田家に養子
となつたが、其の志は無く、養家の庇
似を決して受けなかつた
吉田は時代もあつたが、今日に
比白石も河村瑞軒
迎まれて招聘されて養子となる
扶び、終に養家の戸主となる志は
京に帰住して学問
著述の多いことも白石に似てゐる

又有用の学問に身を寄せ世を益する著述
に志しにて白石に似たるも
歴史地理等の本領たるべき任務の学
問も又吉田の本領たるべき歴史を考へ
ざりし前人が等閑に附し任務状態を
を叙述を例とし学術の講義歴史
の講義も新しく政府の務めに属する
を期せしに恢也
白石を河村瑞軒の如き経済法の紀を
いとの吉田も加治川流の方や利根川流の
考を著しに
歴史に関する考の創見あり前人の論

論ずる大見識なり白石に似たるも
白石を史学を著はしたるに
断を著はし吉田本居の古史
道の説を学びて終に断じに
白石は言語学者にして歴史上の人にあらず
田も亦地誌を説み歴史上の考論を
概ねなれども著述する是和代の世
河陽の十六部集を後世
に伝へるに
白石を始めとして一の学者たる能力を
有したるものは吉田も又白石と同じく
家学考を修つたり詩歌の事に就き

古来何人も手を尽して探索し得なかつた大切の宝物を発見して埋没せる大切の宝物

一九

宝石も天才的詩人ひとりあるこの宝石六箱と
天才うまれその性の心（杉重詩の子）
八幡宮詩人的天才をあらはしたる

○城修人の子の書画をあつめて地文屋から出版し試文牧義の文面を点検した
人と称し
の二十枚数を得たりのしく福ハ二枚形
を優に出るを得んか

良寛　由之二　無聖　修の文

雲涛画　仲海画　古物画
芳南画　房海画　仲海画
雪橋画　石村画　松涛　池南
黄陰画　岩昆山　蒲涛画　田　佐谷　湘南
久海　（石鼓山　住一
時代　英亭　五峯　宏平　鶴谷
書画おすすめ　ハすと器書抵抗短冊の数多　英
湖柳湖の殺々大なる書の切を要す
○湖の生涯とと　剛毅と得た三海梅屋の海
三海岳の五絵を富士の絵とうつうと思つて
ル、偶ニ鶴岡八幡宮山海俊文ニ生くく梅屋の
星ニ双子山と云ふ梅屋ハ男なんこ

しも云ふべき筆法にて即ち其後代に伝ふる所の
〻変四平坦天方と成るこゝろ確に双子山の
〻おもむきなり、梅花は豊後の産物の人にあること
なり又山陰にも産出すべし、昨年長崎に二三を
○閑を得て拔義の硯を検す、累年打ち解んて
得ざる者多きのこゝろ多し、此内
出しなるも、尚存する者三十を数ふ、但し此内
住硯の二十許ありて、今一通に納めて検出
す便すとこゝろみる所也
一大徳年造硯刻字銅硯
一鼓形硯　端渓
一都府梅花硯

一蓉泥馬歯硯
一佛手柑形小硯　端渓
一蟹珠硯　利石　三本男利蔵後刻
一楼閣硯
一杉樹硯亜　并硯　北の檀
一木硯　上代式　五十山風後の造
一雪龍細刻泥平硯
一牛硯
一曲池硯
一歙州硯
一木硯二　一田形
一雪印蒙大硯　五江源鮮刻硯

一 端溪硯 [illegible]
一 陶硯 萬曆款付
一 龍尾硯 [illegible] 元代
一 龍門硯 [illegible] 大硯
一 [illegible]遺品付 大硯 端溪
一 前原一誠遺品硯 端溪
一 [illegible]遺品 [illegible]硯 端溪
一 [illegible]遺品硯 [illegible]山延 [illegible] 端溪
一 支那產硯 [illegible]内[illegible] [illegible]家 朱烏元年[illegible]
一 [illegible]硯 [illegible]泥田硯
一 湖杉硯 [illegible]眼 端溪
一 [illegible]硯

一 池田[illegible]村產 [illegible]付 硯匣 紙函八枚 [illegible]
一 [illegible]硯 硯 [illegible]
他[illegible] [illegible] 硯 [illegible]

(二月二の録)

○去る震災[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]市[illegible]震災の政治論を紙上に載せ[illegible]
る震災[illegible]を[illegible]ることを忘却しあるを上[illegible]
[illegible]次の[illegible]場[illegible]
[illegible]記臨[illegible]

樂浪逸事

（默）

（吉田博士の事ども）

（十）

（十）最後の會合

回顧すれば博士との交際は永い間であつた、僕の市島春城君を佐けて同好會及び新潟新聞に從事したのは明治二十一二年の交から足かけ四年間新潟に住して居つた其初め町村制が始めて實施されると云ふので僕は各地から招かれて該制の講義に巡回したことであつたが（勿論同好會員の一人として）博士の鄉里なる安田村へも毎月一回宛一ケ年程も出張したことであつたのが博士の一家との交際の初りであつた殊に當時同村の小學校には同鄉人の戸田强三君が校長として又入江三一郎（木堂）氏が一教員として現に博士の實家たる旗野家に寄宿して家庭教師を兼ねて居つた關係からして一層同家の人々とは親しく交つたのであつた、而かも當時東

辯　　開　　衆

伍君は水原學校に教鞭を執つて居られてあつたが教育上一種卓拔の意見を抱いて居られたので偶一文を草し新潟新聞へ投書されたのを僕が多少字句の訂正を加へて紙上に掲載した處當時は非常に喧ましい時代で苟くも教育者が學制上に喙を容れて是非を論じたりすれば忽ち兎の字の制裁を食はされるといふ時であつたから忽ち君の一文が問題と爲り匿名ではあつたがそれが何人の寄稿であるかを縣當局で取調べると云ふ騷ぎで遂に君の投書に係ることが現はれそうに成つたので君は驀然辭表を投込んで北海道に出向かれたのである動機と爲つたのであるが僕が君と相知つた所謂心の友と爲つた初めであつたのである、爾來君が或は令兄廉堂君立候補の補佐役として或は出京して市島春城先生方に寄食せられし時代にかけて終始一日の如く親交を繼續して渝らなかつた、特に君が既に日韓古史斷

は　　は　　附　　は　　れ　　方　　流　　め　　る

の處女作を了られ引續き大作を出して遂に博士を贏ち得られてからは益々僕の輕薄不遇に同情を表せられ口にこそ出されぬも心の中には無量の愛憐を垂れ給はつたことは常に辱く感じて居つたことであつた、然れば昨年の夏も來京突然入江木堂を伴ふて來芝あり自ら先づ紙の

去

の別吹紫尾（英二）も七十の歳で世（逝）りぬ、時の華

陽に恰もそれと入る華

面であるこのれ此人の交際の

る處しに、あの人の拔く

もあり、三井のことを大高

お伺も、義侠もやる人、各種の人

まつたもの思ひ無い、或時

るも上に一列に弟さ

とのこの時分にもあるお

勿論今の華高う

と共限に埃塞し

変る華俳く狭まる

ぎ　大塔先の美

感じ比べ式後四五枚続きの手紙を横移しにしてよく大意を
味わい考え中の（外文）の意味をよくよくこれのちめ
ちゃ拡張人に嫁しおりそうろうの、
自分の母あて朝吹常吉の妻
び朝吹と地方地名おもしろ者
書を学びこをつて来たれば、朝吹も自分と同じく
閑人で一月変わりそうろう新前の物のそのく
通の比のでちゃ和朋次も時々出でて来たりの
そうろう人なのかは仕しそうろうて手紙高
珠姫様人が家と後ろ三井の名社び一ば
び出あったことのある時は自分宛の重書
手紙を渡の外出ちんとそうろう、自分の馬鹿

役ったれば、ことごとく朝吹ゆえ取おしれ比べそうろう
の手紙を手へ取って出て来てじろじろ読みそうろう
用う済みを通りうけ来の手紙を貴つて来
へるを読みを強えて取りつけ比べこのある男
は右きりの月交わりある人の書簡をあの色
そうろうこうか求めて来れば、朝吹ゆえ不審
の顔をしてそうろう後は自分ゆえ詞をあ
笑つたこともあったれば、そうろう
きたれば平山家の四五人と共に
ぬう出来そうろう時に出会ったれば
珠姫様の時代を偽りのくし、奥様宛手紙
ことを言そうろう時の物をもらうとことが

丁巳冬過海王村在冷攤上得詩稿　嫩

石君遺墨世猶傳篆隸求工徒刻鐫何似○堂醉餘草雲煙滿坐迸蜿蜒底本蛙損一字

石君遺蹟隱煙羅六六峯巒凹凸窠猶有女僧能護寺楓紅時節客來多

忠貞戲曲感人多時扮蕩郎時扮爺笑擬梨園新弟子紅樓被酒舞婆娑

往歲探花天女宮繞池棘痕紅如今試見半輪月蒼莽莽中

妙齡薙髮定何因君惜女僧多美人古聖曾箴暴天物可堪珠玉委泥塵

一仙持帚一仙書別見神僧與虎居惆悵尊前三隱舞寒巖閉後夜何如

手持竹帚足逡巡欲拂世間煩惱塵蓬髮疏髯仙骨相寒山拾得是前身

神女邀君玳瑁筵玉山尊前夜來頻有荒唐夢軀軟似綿

天柱聳天峰勢危仙媛爲皮驚魂駭魄化工妙分雄與雌

雙林講武氣崚嶒寶藏遺流幾廢興勿向空門輕角技南都猶有善鎗僧

清癯仙骨喜溫柔枉道寒山拾得流爲君遙指南都月掉首呵呵笑不休

一峰開穴窅然空更有穴中似秘神仙游戲蹟繞錦屏風

我が身なるべいうまでもなく人のあつかい、朝夕の食事の感情の如き所のあつかいの、いつまでや大慢侵之自身分の事をうまく考へ、自分の事をうまくこうけたエライ者と思ひ、地位利欲の為にて人を感情せしてをりとと考へることもある。

（二月四日記）

○稱名の長山を白雲の多の為を示さるいまこの稱一法の為なし教授をおそれとおもつこと

（二月五日の記）

大正七年一月十五日發行　（毎月一回十五日發行）支那研究第三十五號附錄　第三種郵便物認可（一）

丁巳冬過海王村在冷攤上得詩稿殘缺數葉詩都八十首不著撰人姓氏審視筆跡定爲白巖先生作集中皆不載者姑錄之以示博雅

騎鶴仙史漫識

戲寄玉澗道人　明　孫一元

虎嘯生風龍起雲壁間大字墨氤氳南都闕此藏春閣別樣乾坤長待君

南都雲物喜同居玉澗淙淙夜奈如借問蘼蕪歌一曲爲誰題

詠爲誰書

玉澗吟成爛醉餘知誰彤管報瓊琚落花流水空相憶神女前身是校書

曾嫁無腸公子家仙妃面目玉傷瑕誰憐郭索橫行字數叙纏綿畫白沙

龍郎日日駕飈輪太守風流善撫民咫尺桃源春尚閟一時同作問津人

劉項二雄鴻鵠姿鷦鷯燕雀漫相嗤南都一日爭秦鹿先入關中果是誰

玉澗淙淙聽不喧南都仙境別乾坤知君半夜乘明月鼓棹中流一溯源

聞爾尋涼月日亭劈箋磨墨役嫦婷不知玉澗淙淙水深掩晶簾幾夕聽

嫩草吹煙翠欲流聞君此地弄春柔歸來應有南都夢醉唱蘼蕪一曲謳

瀟灑一樓誰所開櫻楓日倩美人裁夜深何物清唫骨玉澗淙淙入夢來

玉澗淙淙抱石流興來投宿白雲樓月明何處風雷起應有神龍夜拔湫

玉澗淙淙使骨清清音入夢夜深聽爲君欲慰相如渴不說金莖露有靈

夢裡神仙何處尋長藏春色洞門深可憐玉澗淙淙水未洗人間煩惱心

自古桃花獨說源紅楓亦閟別乾坤淙淙玉澗終誰主未許漁郎覷洞門

溪山如畫閟仙寰春色留人不許還玉澗淙淙流日夜早傳消息到人間

月日嵓前雲物幽藏春畫閣擁溫柔唱來玉澗淙淙曲山木無言石點頭

月日亭深松有靈霜鱗奇古蘚苔腥何人手把長鑱去鑿破雲根堀茯苓

罷畫青山石逕通我來恨不與君同南都秋色深何處月日亭中有老楓

月日亭前夜欲闌酒醒人倚玉欄干窅然幽穴誰知底靈物蜿蜒黑處蟠

春色長藏月日亭玉纖侑酒有娉婷仙峯風雨曉來急狼籍落花紅滿庭

月日山莊結構新洞門深閟水磷磷誰知桃李櫻桃外解語花藏別樣春

唱罷蘼蕪欲斷腸炎風幾日滯山莊勿言夏木無情物不吝分君一夜涼

南都久夢洞中楓闢莽披榛逕始通惆悵我來遲十日青苔狼籍一株紅

金衣公子記靈蹤飛瀑懸空老蘚封近望玉闕嗟難就猶隔水晶簾一重

鶯瀑四時傳好音洞楓秋老錦雲深談書一作南都客玉澗淙淙噪藝林

南都雲物閱千年紺殿琳宮珍什傳尤憶○翁探古癖摩挲寶鼎色欣然底本蛀損一字

南都多少梵王宮靈蹟至今香火隆覽古妙媛年二八手摩珍寶面潮紅

數家村落長麻蘿煙斂青山淡掃蛾香火中薰脂粉氣南都蘭若女僧多

誰裁菡萏古猿溪畫裏風光客眼迷紅白花開六七月滿壺仙酒正堪携

琪樹瑤林映紫穹遠探秋色到仙宮雲根石乳洞門古靈物蜿蜒此中

仙鹿馴人自作羣老楓林下又斜曛滯淫幾日探秋客踞石貪看暮暮雲

南都櫻柳競春妍嫩艸如毛暖欲煙共約艷陽春四月看花被酒草中眠

嫩草如毛軟適肌賞春此處好遊嬉醉來手撫纖纖綠忽憶金閨夢煖時

淙淙玉澗賦清音聞道南都久滯淫嫩草徒存可憐色何如夏木老多陰

我過南都欲羨君綺懷況自故人聞已憐夏木分涼蔭又愛秋楓曝夕曛

南都山水上霜毫縋險梯危不憚勞深洞暝煙捫石乳陰崖秋雨摘溪毛

風懷髣髴杜樊川老學丹青筆欲禪草堂當日君如在不畫詩仙畫女仙

桃李雖妍易委塵何如霜葉艷於春老來殊有停車愛畢竟樊川是解人

石君遺墨世猶傳篆隸求工徒刻鐫何似○堂醉餘草雲煙滿坐迸蜿蜒底本蛀損一字

石君遺蹟隱煙羅六六峯巒凹凸窠猶有女僧能護寺楓紅時節客來多

妙齡薙髮定何因君惜女僧多美人古聖曾箴暴天物可堪珠玉委泥塵

雙林講武氣崚嶒寶藏遺流幾廢興勿向空門輕角技南都猶有善鎗僧

作畫常嗤用筆迂倪黃山水指能摹即今聲價南都重已獲驪龍頷下珠

小字精工大字遒○翁書法拔倫儔驚人別有丹青技萬壑千巖一指頭底本蛀損一字

○翁善畫本天才渾沌驚看七竅開玩索幽玄探蘊奧誰知一自指頭來底本蛀損一字

姑射神人上指時恐他金爪刺氷肌盍勞毛筆紅閨裡靜寫鸞顛鳳倒姿

莫是常年長爪郎嘔心妙句艷山莊指頭描遍南都勝已說瓊瑤滿錦囊

○翁奇技指爲筆山峙水流驚我魂但恐他時汚丹闕爪間墨瀋尚留痕底本蛀損一字

忠貞戲曲感人多時扮蕩郎時扮爺笑擬梨園新弟子紅樓被酒舞婆娑

一仙持帚一仙書別見神僧與虎居惆悵尊前三隱舞寒巖閉後夜何如

手持竹帚足逡巡欲拂世間煩惱塵蓬髮疏髯仙骨相寒山拾得是前身

清癯仙骨喜溫柔枉道寒山拾得流爲君遙指南都月掉首呵呵笑不休

三隱冥冥跡有無後人饒舌漫欺愚蘇州曾過寒山寺破壁猶懸問答圖

道人博雅最能詩書與丹青譽亦馳今日更加歌舞妙藝林四絕措君誰

銀宮翠島古仙寰老柳蕭疏秋可攀仙子凌波夜深到無心獨肯月明還

老去煙霞痼未痊紅顏一夢歎華顛壽延百歲竟何補安得人生長少年

保壽非難保健難故人憾缺此仙丹茫茫四百山川大遍探金槍不倒丸

金鼎三年龍虎蟠秘偷元命養神丹人生悔向松陵老擬學文簫跨彩鸞

往歲探花天女宮繞池嫩草漲痕紅如今試見半輪月只在蒼蒼莽莽中

神女邀君玳瑁筵玉山既倒綠尊前夜來頻有荒唐夢曉覺身軀軟似綿

天柱聳天峰勢危仙媛靈窟蘚爲皮驚魂駭魄化工妙巖石亦分雄與雌

一峰開穴窅然空更有一峰窺穴中似秘神仙游戲蹟白雲四繞錦屏風

洞門瑤草碧蒙茸玉液津津湧石縫深掩丹扉天女窟獨將出入許神龍

草花交媾豈無媒雌蕋含風蕚自開月下氷人蜂與蝶遠輸靈粉日徘徊

花蕚元同女子陰雌雄兩蕋互相尋戒君愼勿人前弄草木豈無羞恥心

隱匿奇字勢蜿蜒碧蘚老苔痕尚鮮一自天仙遊下界無心龍亦口流涎

丹淵蒼壁草葳蕤深黑中安仙女祠龍穴千年噴靈液凝爲鍾乳白垂垂

玉佩珊珊夜氣清步虛仙女許飛瓊月明久閟崑崙窟悔被癡人早漏名

玉澗如啼又似吟有時激楚發悲音知君定有劉琨感拔劍蹁躚舞夜深

劉祖共衾眠數驚中霄舞劍奈何情倘聽玉澗淙淙響應惡荒雞喔喔聲

山莊夏木老陰清一曲蘼蕪何限情他日爲君傳綺蹟特書玉澗道人名

○○兩字一邦音○字吾將取換○反覆熟思猶未切何如玉澗意尤深底本蛀損四字

玉澗道人名太清曾從幽谷拾瑤瓊尊前試誦君詩句猶聽鏗鏘擲地聲

鐵網探淵冀獲珠賺人幾度訪南都我今謹獻明亭號不識先生首肯無

君愛端溪石一枚鑿而爲硯小池開尤欣濕潤勝乾燥含露雲根滑似苔

玄圃雲英古色饒玉莖金髓異香飄可憐總與人生似日日磨礱日日銷

筐裏雲箋幾卷舒道人握管墨痕濡字成盡作草蛇勢纏盡天仙雪樣膚

麟角兎心三寸毫朝摩夕撫老忘勞愛如舐犢君休做今日管頭無幾毛

造化生生萬物同毛看牡牝羽雌雄亭題月日義深遠道在陰陽二氣中

月日亭中說滯淫巫山雲雨夢堪尋老夫徒羨神仙興走筆聊成別樣唫

作畫常嗤用筆迂倪黃山水指能摹即今聲價南都重已獲驪龍頷下珠

小字精工大字遒○翁書法拔倫儔驚人別有丹青技萬壑千巖一指頭底本蛀損一字

○翁善畫本天才渾沌驚看七竅開玩索幽玄探蘊奧誰知一自指頭來底本蛀損一字

姑射神人上指時恐他金爪刺氷肌盡勞毛筆紅閨裡靜寫鸞顛鳳倒姿

莫是常年長爪郎嘔心妙句艷山莊指頭描遍南都勝已說瓊瑤滿錦囊

○翁奇技指爲筆山峙水流驚我魂但恐他時汚丹闕爪間墨瀋尚留痕底本蛀損一字

三隱冥冥跡有無後人饒舌漫欺愚蘇州會過寒山寺破壁猶懸問答圖

道人博雅最能詩書與丹青譽亦馳今日更加歌舞妙藝林四絕措君誰

銀宮翠島古仙寰老柳蕭疏秋可攀仙子凌波夜深到無心獨肯月明還

老去煙霞痼未痊紅顏一夢歎華顛壽延百歲竟何補安得人生長少年

保壽非難保健難故人憾缺此仙丹茫茫四百山川大遍探金槍不倒丸

金鼎三年龍虎蟠秘偷元命養神丹人生悔向松陵老擬學文簫跨彩鸞

洞門瑤草碧蒙茸玉泐石縫深掩丹扉天女窟入許神龍

草花交媾豈無媒雌蕊自開月下氷人蜂與蝶粉日徘徊

花蕚元同女子陰雌雄相尋戒君愼勿人前弄無羞耻心

隱匿奇字勢蜿蜒碧蘚尚鮮一自天仙遊下界亦口流涎

丹淵蒼壁草葳蕤深黑女祠龍穴千年噴靈液乳白垂垂

玉佩珊珊夜氣淸步虛飛瓊月明久闕崑崙窟人早漏名

○松平右京亮殿と新井白石と碁を碁と比べ中は碁を碁と
うつ比のうち其志ひ無いとえとのく えと比てハ
碁家に勝る高もあるこうつ 今碁多く語ること

う出来ぬ、たゞ一度の生命を今こゝ養家を出でゝ思
いきり、或る年の暮れに初て絶縁を試み、實家
の長兄も始め絶縁せしめんとせし、等の事ありつ
き自分ともに内子、いろ〳〵記臆して居る
十五歳の時大庚村に居る叔父のあるを聞き
その家の叔父の家に行く、弘次の養父も
現に其養子となりたる、弘次の養父も
出る用ありたるの夜自の為めに強入して居る
を田村の吉郎家に養子に参つたのである
吉郎の母井三年来に自分を妨げ其
り金の家に田畑等売し以て次サン〳〵養父家
のものとこゝし、せひもけんばまれしも既に

う事ひ家に参書で解少の稗俗に迷ふ
ばかりこの初して居つた、全体
実家の長兄は不良者も養子のすゝを
の為に思つて居つたとそして養子に行く
時内々早く逃出さんと再いとし合めた
吉郎も養家に別りてさと芝情を粧ひ
毎朝四時起を常とし、自分の為に出さ
ぬ意思、自分ひ飛び出すものとは、所不
のかの我の教育とそうつ相は、養家に
いやさ、ものとも思ふ、教訓をみる
家に逃ざうつとのひあつとうしいかる
ようとする吉郎の所業に耐る内の上居の養

故に閑体を養い家の世に悔辱をおこさざるを
平素心あつかう、志ある政論を主とし余
の主宰の行為を、掲載して終に元の
為めにかくする職と罷めたりして一向平穏
びあるのを見ること数年、思う志ひあるに
元禄二十三年余、遂に家を辞して
世に出づるの地位を捨て、
西旅野（山美家）に赴き勤務の秘を海び
主命を通庶務の手伝を考うとなり、遂に
海辺に身の寄せ所なく、内々山美家
に寄り家の中に内々お伺の上、北海
道へ渡航の内お伺を深夜御内々

つあるを聞き、早速の御相談をし、
八月末に出発を決し、家族
全の者の姉に
北海道に赴く石黒に
出発に先つて自分を便つて
まることを知らず、
自己の自の事、
また来んとする模様のあるに
小樽に引渡んと電信や手紙
書を養家へ通じ、尾張すること出来ず、
うえに余の方に

家を持つて日暮らすことはなりがたく、その後七
度を洗しと離縁の場合、戻し仕ことのあるも、其間は表
を洗しと離縁の場合のとも悔みし仕こ
ともあるべけれども、活計立つ程の者
のことなれば、別段争論なども
仕来の後ち、妻を日雇取することなり多
くの子も生れ、離縁の場合、戻し仕ことの
家と其間ならず離縁仕候を日雇取
ることも無つて、其間の毎年若干家
を増えるとなく、又の日高迄七年
以前のことの様ひある、七年以前のあとは
別の其間を死すまで若干家の戸主とな

るべきなれば、迷惑家を親と表の無
戸主を詩し仕りあるべし。
内子と其間の系者と出来て其の事をよく
記臆して居る、其間を仕向こと仕候を
什仕、系者と其間とこうも掛合ことの出来ず金の
家に生れ年もいかれ光りなく書の様なる
推しうけ来仕ぬるを関係者と為し仕が
其間を仕来の出来ず其家に
年仕、其間を其方居る馬をつけて来仕
ことも有るも、其方と四男安連と芳雄(金)
三男の死数と百と今の数仕来を知仕こ
とも有る、そもそもいろいろ出づ金を

掘り出すもの多く、
発見を多し云、

（二月十日記）

○近頃細工に成果を成したる所の数点あり
り殆ども文字の具備に属す、即神鏡四面
其他紫四面、形鏡四面、鉄剣八振、
時代大いに古く、恰も大机に酷和する
大きさと雅致あるを選ぶの外、北等数点
の内漢字を刻するもの、作比較の一あり、
今に於て漢字を義とする点あり、
先年高木氏と漢代大番塩の瓶塩と
ふものあり、両者を作りて数り為めに互きに
ことを隠れし

○然るに後年ここを掘るに
至りて出し方法に色しうるき
発見の数あり、不用の物を多くして
決し於らうくる、北等二者の彼此の補
綴云ふべきものの彼此の補
鉄点あるも形式時代漢代の物ること
を分ん、学者西京の義に一致し
学ぶべきもの多し、
四年前実験を多く集め、いまだ確
を得ず、去年中北物潮の許さいるも
異の西京に行くの日
義六日迄西に渡ることを
約すること大正七年二月十日事由

参列するに湖に帝を迎へ北紀を必
の所有内蒙古を拡うん帝国の脚と到る内外
ましも日本石油会社を海外ごとに五千箱用とな
すの可きるもの内陸を受け、自分も戦後
軍事に於て石油の猛を回らさるべからざるを
充実整を完全さる大勢なることを立ての大
いなる基を築し、ずの手続、政府
者るとの新たに種こを設ぐ、増資
の目的を外国手を使ひ能のごとく八重
湯沸の接収の採掘を始め越河の土
に混する石油を精製せんとする会国者の深
えん寄を手へるこの任務を一番

することんが遂に成功を見ることあるに
増資を為すべきも増資の上も
手を北海にまひらるの要あるを言ふまで
もなし、但し二割の配当率を大なること
の思ひきるの市場三千箱四の四分一箱
(もるの五十箱)に大
得ん事なり、増資と成功するに成
るべしと、大なるプレミヤムを得し
石油会社を得し得心内容をこれを
設全接続及の成績
りとす、北の分使の利

二刻の配当を持続まで、北
の板橋の一の宮に出で、道ちがを異様な
く寧ろ貧賤なりとなん、
書の品なる花を持て此の場資板を
なるあるを撰く井上一版
示し候公を一覧なるミ四の点をつき金の意
元を落す井上七日紙につき井上に之あ来
を托す

○今ろ又新味を感じて新古の又所を集め
なる事の一時なるも多のあり新を捨の
杯身く八重印しなんど、今ろ筆不し差

千あり、頃石渕を得も新味新恢中
ども稍に興味あるものを検査し左の
三十通を得たり、北等のものも高の名
を此後有せずん八、追ろ教供ちん、この或
八屋凡ちなる強り迄まんうとも来ちしが
実に元来あるものなるもあく板八のうも
思八ず、別荘の者に向低強の二枚の
襖あんハ元ん、張り迄まん歟、但し二枚
の襖ちなる設ん元配の無きまもる強
りうるなる全部板の雅うん歟、
既に数しなる及所の中る惜しく思の八
伊藤公自筆中の寄印織あ本を里の山

縣く迴覽し[redacted]里山みなかれし[illegible]
者、蓋し存[illegible]及び[illegible]市の産業[illegible]
[illegible]べきなり

一 谷隈山 [illegible]人の著述序文
一 野崎古文 普文と著入の論説文
一 田崎著書 [illegible]市人を[illegible]圖[illegible]
一 尾崎著書 [illegible]の著書と御[illegible]を現の
[illegible]の事[illegible]
[illegible]と[illegible]
一 尾崎著書 [illegible]
一 同 [illegible]
一 井上敬 [illegible]

文 二枚
一 福池[illegible]庵 [illegible]
[illegible]
一 柳北著文 [illegible]
[illegible]
一 [illegible]文 [illegible]
[illegible]
一 [illegible]著書 [illegible]
[illegible]
[illegible]
一 素[illegible] [illegible]
[illegible]

名藩原橋主人

一 三竜雪嶽　山田一郎の僞ニ序したる原稿

一 小野梓　同嶽流論を皇室ニ献上

の原稿（頼山陽）文倫の指之

書朱書しあり

一 副島芝山　今校を書きたる春奉行大

綱氏を往復の歌あり

一 坂西遠造　一休禪師の自筆なる

一 同　脚氏坂井の自筆なる

一 小中村清矩　井上毅を悼む弟文部

一 福地桜痴　角田博士論ニ寄する俳句を

論ずる長篇

一 前島密　江戸（遷）都を建議する

文書数通所有自筆也

一 同　隣の女ニ関する注意の

東

一 巖谷一六　カチくく山の俳句を枝

一 獺河狸　西行を枝

一 河鍋暁斎　杉浦武四郎ニ与へる

洛文

一 菊池侃堂　晩年家系記載の図（自

筆ニて文言入）

一 宍村義六　鰻の図　蒙古の話

一 村上専精　山田一郎の戒名を撰びたる

杉の方歟
江戸開府迄慶応
一 勝海舟
一 同 京城を書し三四二海の光
京師を経る俳句を方きさる言
一 杉聽雨 俳句と俳句
一 田中正造 寺爺
一 七曜抄 四宮沈論不行
一 下村観山 自画自像 親びうる
守田宝弥 河鍋暁斎の絵りに
吉崎正風の画 杉聽雨北都
おくのほそみち 三月の心つ
ずから動しなる 塔をぐし

大正七年二月十四日 第三種郵便物認可

及所なりを旋駕するに芸をさきの也
氏をを屋宮ををの聖や禊を杉今を
の也別荘の寺面の禊を案出しを
小北故也
及所も第下者の時代区をおもろ
をを以上日吸の西北方の時代異を
者を方をを
及所をを面の面の面味あるを変す海
為をを北原の寺縁ををを
小北の遠を尾をを
を修伴をを元拾しを也

禊を作りし由の記也其解説を記
めたる一冊を作りて其解説人の
為めに書たりし歟
文章の書の刻をのきて者
儀式を及ぶ所を記したる也
大小長短さまざまあり所謂宴
易ちがひ長短也ちがひ
所謂合の立文うわ一也

○小川源兵衛にも書簡の模写
印を求む、今貴類を見ることを勧す

印印　銅双柳樽

文政今風雪斧

昨年水戸藩花果銅製表面模倣
色彩文字玉瑞者文書出和歌
者書水戸藩世者と係書
年訪ひ墨実色陰を面白

此相雪蓬去る廿五日江戸を出し其後
御ゝ様子来京し中老人の御いき
様子を聞りと和りと聞て安心
こゝ中へかけて去る廿一日の夜
り新ゆくとゝ云ふ事
り熟覧ゝに及て後ゝ様子を
安堵ゝ致行た文ナド浦清しゝ
雪ゝ降り云ふ事ゝ
ゝ分けれども相違の
ゝ思ひ京都の
ゝ思ひ京都の

又ゝ
ゝ分けれども其の
ゝ思ひ京都の
雪ゝ降ゝ分けれ
ゝ存ゝ俗ゝ相浦
諸ゝ二ゝ物ゝ
新知

ゝあるあたれど
ゝやうらむ
ゝ中ゝ
ゝ武ゝ京ゝ
ゝ中ゝ
ゝ通ゝ
ゝ

江戸の人ゝ
ゝ

[illegible]
播州十七士の唐本松の秘密
[illegible]江戸に居る一人某い
二王子神社と称する神社
[illegible]武田耕雲斎の[illegible]
[illegible]
（[illegible]陸奥法氏なり）

以下全て

白　紙